

**日興・アッシュモア・  
グローイング・マルチストラテジー・ファンド**  
**愛称 「ネクスト・スター」**

追加型投信／海外／資産複合

◆この目論見書により行なう「日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年3月17日に関東財務局長に提出しており、2022年3月18日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2022年3月17日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 佐谷戸 淳一
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第二部【ファンド情報】 .....	3
第1【ファンドの状況】 .....	3
第2【管理及び運営】 .....	36
第3【ファンドの経理状況】 .....	41
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	68
第三部【委託会社等の情報】 .....	69
約款 .....	127

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

- 日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド（以下「ファンド」といいます。）
- ・愛称として「ネクスト・スター」という名称を用いることがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
  - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

### (6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

2022年3月18日から2022年6月15日までとします。

※当ファンドは、2022年6月17日をもって信託期間が終了いたします。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### (9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわ

れる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、新興国の様々な資産に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファンド	あり ( )
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ( )	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分 固定型(株式、債券)))	その他 ( )	中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券）））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年4回

目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

### ③ ファンドの特色

1

**新興国市場の債券、株式、通貨、スペシャル・シチュエーションを投資対象とし<sup>\*1</sup>、利息などの収益（インカム・ゲイン）だけでなく、資産価値の上昇によって得られるキャピタル・ゲインも含めた、トータルリターンを最大化をめざします。**

- \*1 当ファンドは日興アセットマネジメントが運用を行なうファンド・オブ・ファンズです。主な投資対象は、新興国の資産に投資を行なう、ガーンジー籍<sup>\*2</sup>円建外国投資法人「アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド クラスB」（運用：アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド）と、「マネー・オープン・マザーファンド」（運用：日興アセットマネジメント株式会社）です。
- \*2 ガーンジー籍とは、フランスのノルマンディ西方沖合、英国海峡に浮かぶ英国領チャンネル諸島のガーンジー島で設立されたことを意味します。

2

**新興国市場における「米ドル建て債券」、「現地通貨建て債券」、「株式」といった一般的な運用戦略に加え、信用度の改善に着目した「スペシャル・シチュエーション」など複数の戦略（マルチストラテジー）を活用します。**

一般的な運用戦略に加え、投資対象の信用度の実質的な改善に着目するなど、流動性が限定的で高い収益が期待できるディストレスト資産やプライベート・エクイティ<sup>\*3</sup>などに投資する「スペシャル・シチュエーション」戦略を活用することで、新興国投資において、より優れた投資成果の実現をめざします。

- \*3 ディストレスト資産とは経営不振企業に対する債権などのことをさし、プライベート・エクイティとは未公開企業の株式をさします。

3

**当ファンドが主要投資対象とする「アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド クラスB」は、新興国市場に特化した投資運用会社である、英国のアッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドが運用を行ないます。**

アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドは英国のロンドンを拠点とする投資運用会社で、新興国市場の債券、株式、通貨、スペシャル・シチュエーションを投資対象としており、多くの新興諸国に投資を行なっています。

※ 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

## 4つの戦略(マルチストラテジー)によるトータルリターンの最大化をめざします。

アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド(以下アッシュモア)では、ポートフォリオを、「イールド(インカム)」「トータルリターン(インカム+キャピタル・ゲイン)」「スペシャル・シチュエーション」の3つのカテゴリーに区分し、分散効果を狙うと共に、全体の流動性、デュレーションおよび収益率の管理を行なう「アッシュモア・ポートフォリオ・フレームワーク」を実施しています。

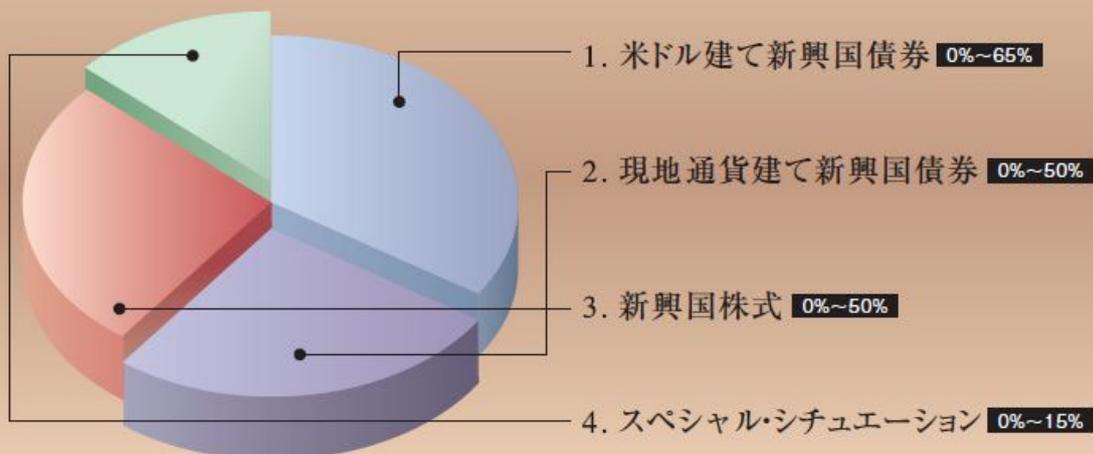
資産配分を決定するには、資産クラスを十分に理解し、マクロ環境の変化に臨機応変に対応していくことが必要となります。

新興国市場の運用経験と情報収集力に強みを持つアッシュモアは、拡大する新興国市場の変化に対応し、リスクを軽減する長期的・戦略的資産配分を可能としています。

## 新興国市場への投資において、より優れた投資成果の実現をめざします。

### アッシュモアが運用を行なう「アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド クラスB」の資産配分のイメージ図

※資産配分は市場環境や投資見直しに応じて見直しを行いません。なお、市場動向や資金動向などにより下記の範囲を超える場合があります。  
※下記はイメージ図です。



### 1. 米ドル建て新興国債券 Dollar Debt

先進国の債券と比較して高い利回りや、信用力の改善に伴う値上がり益の獲得が期待できます。潜在成長力の高い新興国の債券は、投資家の需要が高く、今後さらに市場が拡大していくことが予想されます。

### 2. 現地通貨建て新興国債券 Local Currency Debt

デフレーションが短く、相対的に信用力が高い債券を中心に投資し、米ドル建て新興国債券と比べても相対的に高い利回りの獲得をめざします。現地通貨建て新興国債券は、G7(先進7カ国)の債券とは相関が低い傾向にあります。また、米ドル建て債券だけに投資するのではなく、通貨を分散させることで為替変動リスクの低減をめざします。

### 3. 新興国株式 Equity

政治、経済、財政などのマクロ環境を重視して、国別選択を行なうことが重要と考えています。銘柄選択にあたっては、流動性を重視し、時価総額の大きい各国の代表的な企業に投資を行ないます。通貨リスクをコントロールしつつ、セクターや銘柄選択に注力します。当該地域特有のイベント・リスクなども考慮に入れて収益の獲得をめざします。

### 4. スペシャル・シチュエーション Special Situations

スペシャル・シチュエーションは、ディストレスト資産や流動性が限定される資産への投資機会であり、マクロ・ミクロ環境の変化に伴う信用力の改善により収益の獲得をめざします。

## Four Strategies

### 新興国市場に投資する理由

1990年代初頭以降、IT(情報技術)の革新に伴う通信・交易手段の発達などにより、それまで地域・国単位で考えられていたビジネスがグローバルなネットワークを前提としたものに変化し、経済活動のグローバル化が大きく進展しました。新興諸国においては、経済開放を背景に、安価な労働力を武器として、世界の生産工場としての役割を高めています。また、金融市場においても、グローバル化や金融工学・技術の進展により、先進国の債券・株式などに限られていた投資対象も一段と多様化しています。このような経済および投資環境において、高い成長が期待される新興国市場に投資を行なうことは、国際分散投資の観点からも非常に有効なことと考えられます。

(ご参考)先進国と新興国のGDP成長率(前年比)の推移



出所：IMF[World Economic Outlook, October 2021]  
※ 2021年以降はIMFの予想です。  
※ 先進国、新興国の定義は、IMFによります。  
※ 上図は過去のものおよび予想であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 新興国市場に特化した投資運用会社、Ashmore(アッシュモア)

アッシュモアは、新興国市場の債券・株式運用に特化した投資運用会社であり、アクティブなマクロ的アプローチを用いたトップダウン運用を行なっています。アッシュモアの母体であるアッシュモア・グループ・ピーエルシーは、世界中の機関投資家などから約870億米ドル(約10兆円、2021年12月末現在、1米ドル=115.08円で換算)の資産運用を任されています。アッシュモアにおける運用の基盤となる主な投資対象は、米ドル建て債券、現地通貨建て債券、株式、スペシャル・シチュエーションなどです。

### アッシュモア・グループ・ピーエルシーについて

- ・ 発足:1992年
- ・ 運用資産額:約870億米ドル(約10兆円)
- ・ 社員数:321名

(2021年12月末現在)

### ■ アッシュモア・グループ・ピーエルシーの強み

- ・ 豊富な運用経験を持つ新興国市場のスペシャリストです。
- ・ ロンドン本社を始め、世界12カ国に拠点を配し、新興国市場に特化した運用会社としては最大級となる98名の運用プロフェッショナルを擁しています。
- ・ 新興国市場運用に特化した会社としては業界トップ水準の運用資産規模を誇ります。
- ・ 発行体(国、企業)と密接かつ良好なリレーションシップを構築しています。

### ■ 運用資産残高の推移



※ 上図は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

### ■ 受賞歴

投資哲学、運用実績が高く評価され、多くのアワードを受賞しています。

2021年12月末現在

#### 〈ご参考〉アッシュモア・グループの受賞経歴



#### リップパー・ファンド・アワード・フロム・リフィニティブ

(UK, Europe, Germany, Austria, Nordics, Switzerland)

- ・新興国債券グローバル-外貨建て(3年)(2017年、2018年、2019年(2018年、2019年は、上記に加えFranceにおいても受賞))
- ・新興国株式グローバル中小型(3年)(2021年)



#### リップパー・グループ・アワード・フロム・リフィニティブ

(Europe, Germany, Nordics, Switzerland)

- ・債券(ラージグループ)(2018年、2019年(2018年は上記に加えUK、2019年は上記に加えAustriaにおいても受賞))



#### ペンション・アンド・インベストメント・プロバイダー・アワード

- ・新興国債券運用(2012年、2013年、2019年)



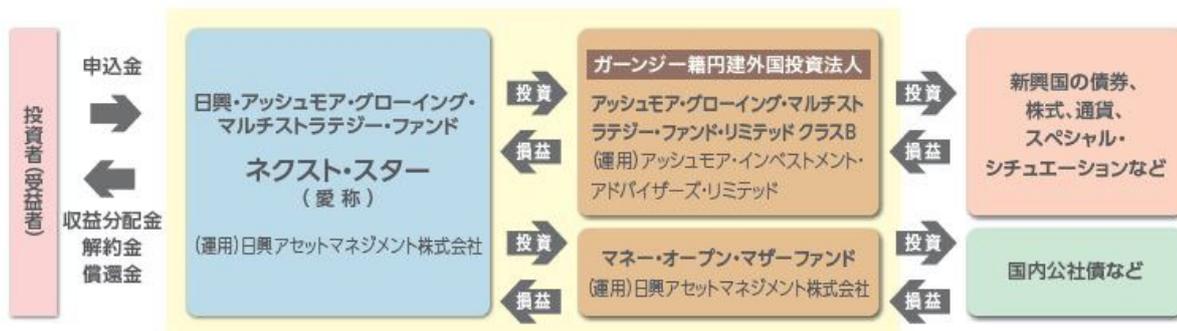
#### ヨーロピアン・ペンション・アワード

- ・新興国マネージャー・オブ・ザ・イヤー(2019年)

※ 上記は過去の受賞歴の一部を記載したものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## ファンドの仕組み

●当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



- (主な投資制限) ・ 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。  
 ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (分配方針) ・ 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。  
 ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



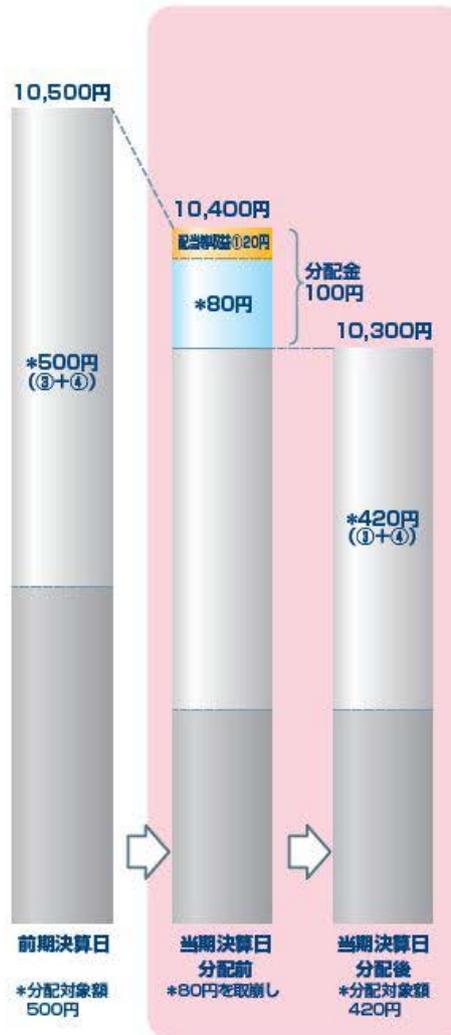
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・ 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・ 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2007 年 4 月 27 日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

2011 年 9 月 17 日

- ・ ファンド名称変更

新名称：日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド

旧名称：日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド

2014 年 9 月 18 日

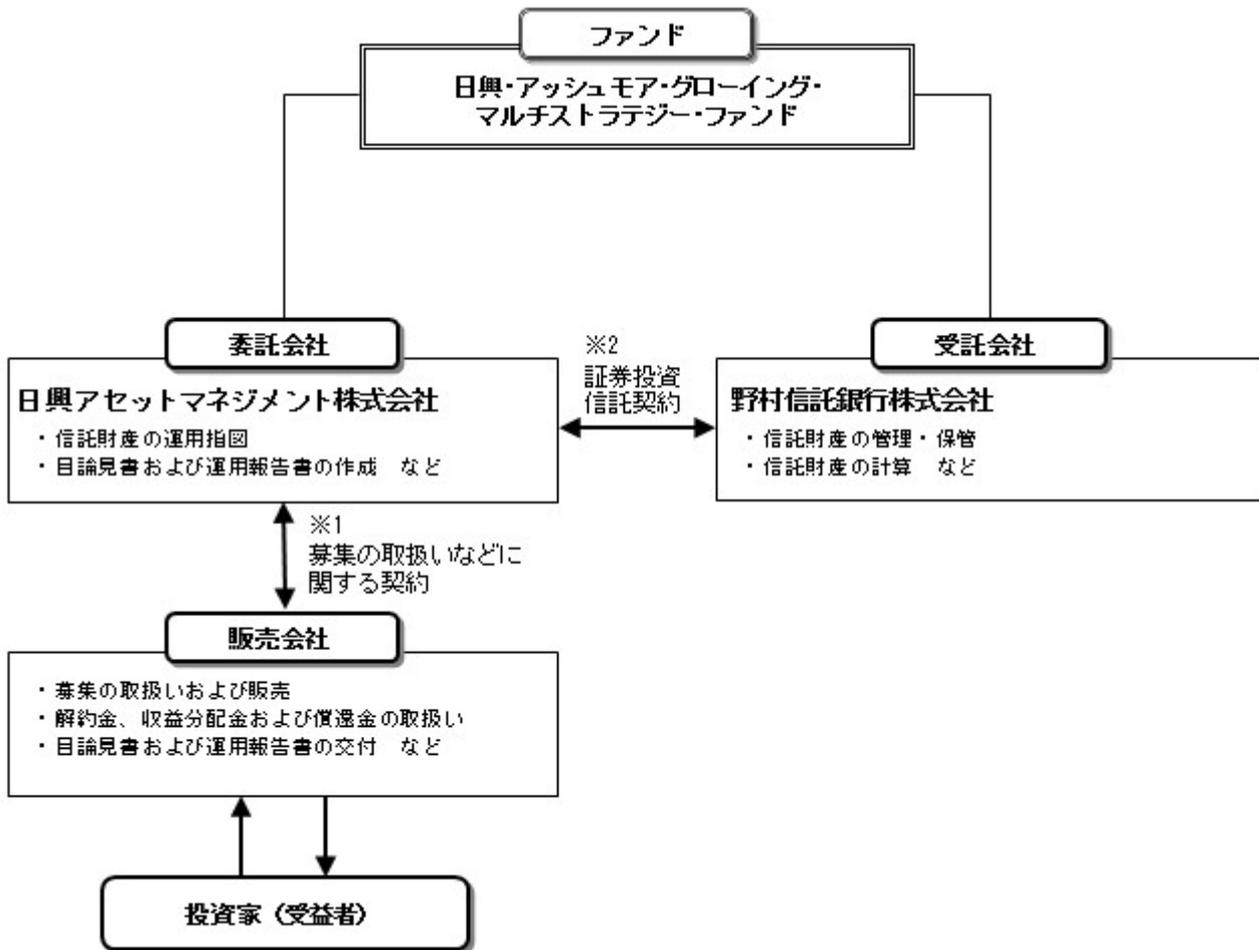
- ・ 信託期間の更新（信託終了日を 2017 年 6 月 19 日から 2022 年 6 月 17 日へ変更）

2022 年 6 月 17 日

- ・ 信託終了（償還）予定

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

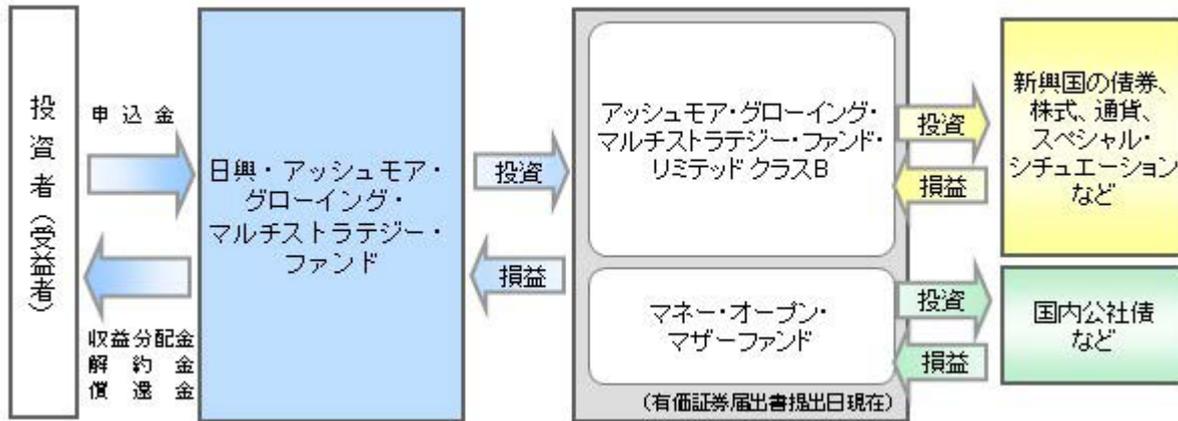


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況 (2021年12月末現在)

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000 株	97.562%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・主として、別に定める投資信託証券に分散投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないません。
- ・各投資信託証券への投資比率は、原則として、資金動向および投資対象ファンドの収益性などを勘案して、決定します。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に

限ります。)

- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
  - 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
  - 1) 外国為替予約取引
  - 2) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

<アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド クラスB> (ガーンジー籍円建  
外国投資法人)

運用の基本方針	
基本方針	新興国の資産に投資を行ない、トータルリターンの最大化をめざします。
主な投資対象	新興国の以下の資産を主な投資対象とします。 ・米ドル建て債券およびその関連商品 ・現地通貨建て債券およびその関連商品 ・株式およびその関連商品 ・スペシャル・シチュエーション
投資方針	新興国市場の資産（債券、株式、通貨、スペシャル・シチュエーションなど）に投資を行ない、トータルリターンの最大化をめざします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純資産総額の 50%以上を有価証券に投資します。</li> <li>・投資信託証券など（ETF、REIT、集団投資スキームを含みます。）への投資割合は純資産総額の 5%を超えないものとします。</li> <li>・空売りは行ないません。</li> <li>・純資産総額の 10%を超える借入れは行ないません。</li> <li>・同一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーへの比率は、それぞれ純資産総額の 10%を超えないものとし、合計で純資産総額の 20%を超えないものとします。</li> <li>・米ドル建て債券およびその関連商品への投資は、純資産総額の 65%を超えないものとします。</li> <li>・現地通貨建て債券およびその関連商品への投資は、純資産総額の 50%を超えないものとします。</li> <li>・株式およびその関連商品への投資は、純資産総額の 50%を超えないものとします。</li> <li>・未公開株式を含むスペシャル・シチュエーションへの投資は、純資産総額の 15%を超えないものとします。</li> </ul>
収益分配	毎決算時に、利息・配当収入および売買益などから分配を行なう方針です。ただし、管理会社等の判断により分配を行わないこともあります。また、年に複数回、分配を行なう場合があります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率 2%（国内における消費税等相当額はかかりません。） ※この他に、当該投資信託証券における収益が 1 年あたり 3%を上回る場合、その上回る分の 20%相当額の成功報酬がかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド
管理会社	アッシュモア・マネジメント・カンパニー・リミテッド
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年 4 月 30 日

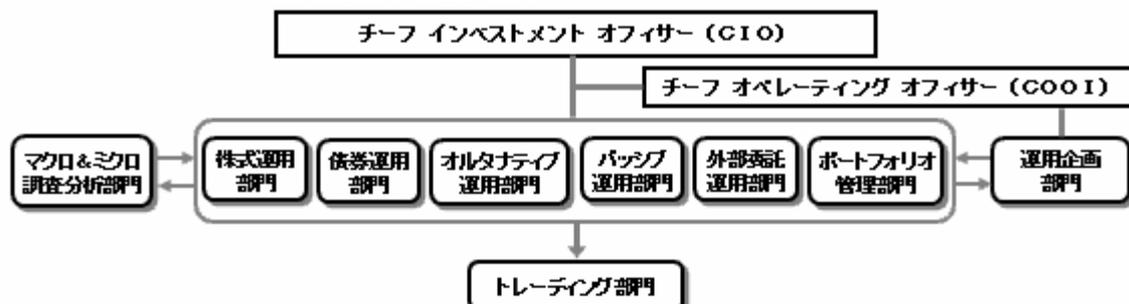
※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないません。

<マネー・オープン・マザーファンド>

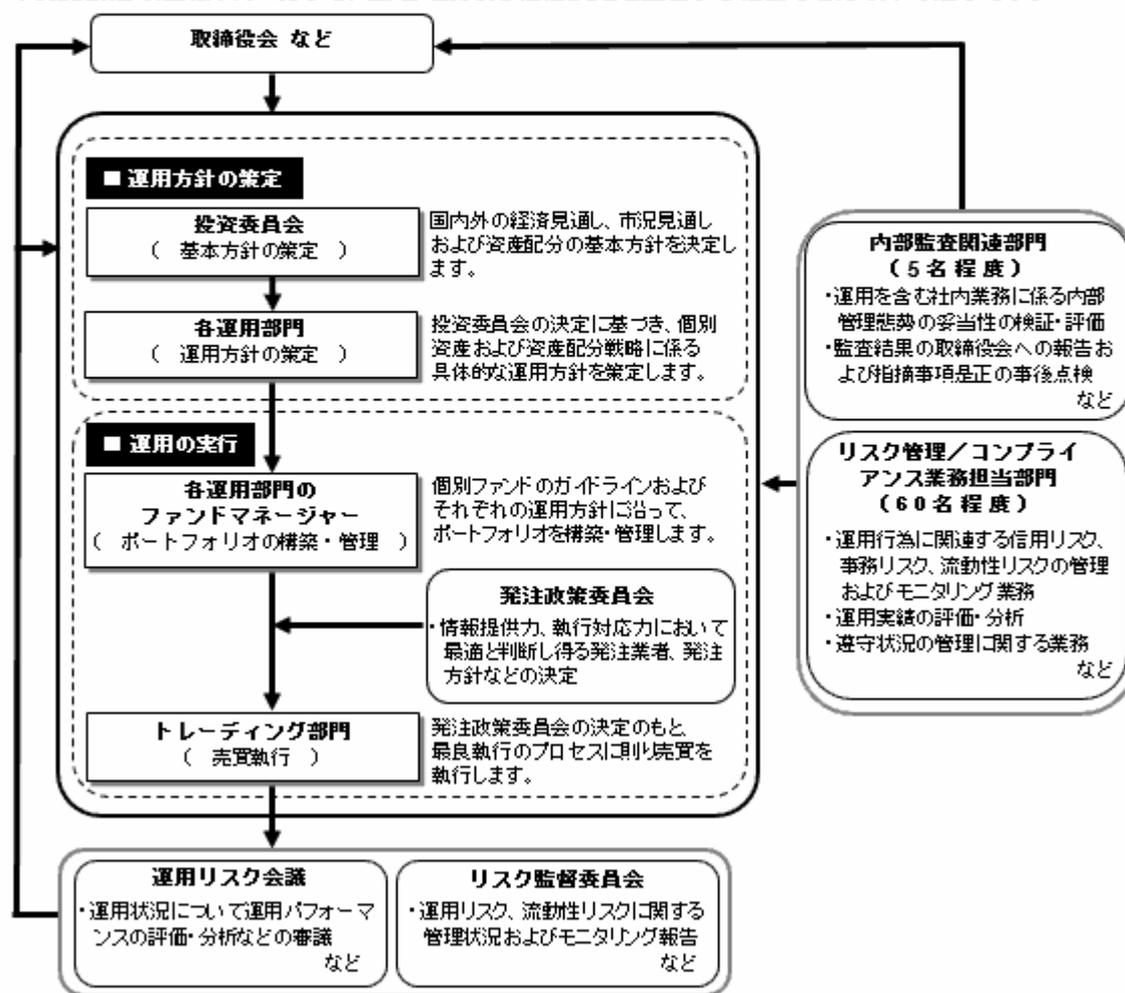
運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行いません。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。</li> <li>外貨建資産への投資は行ないません。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2003年3月28日設定）
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



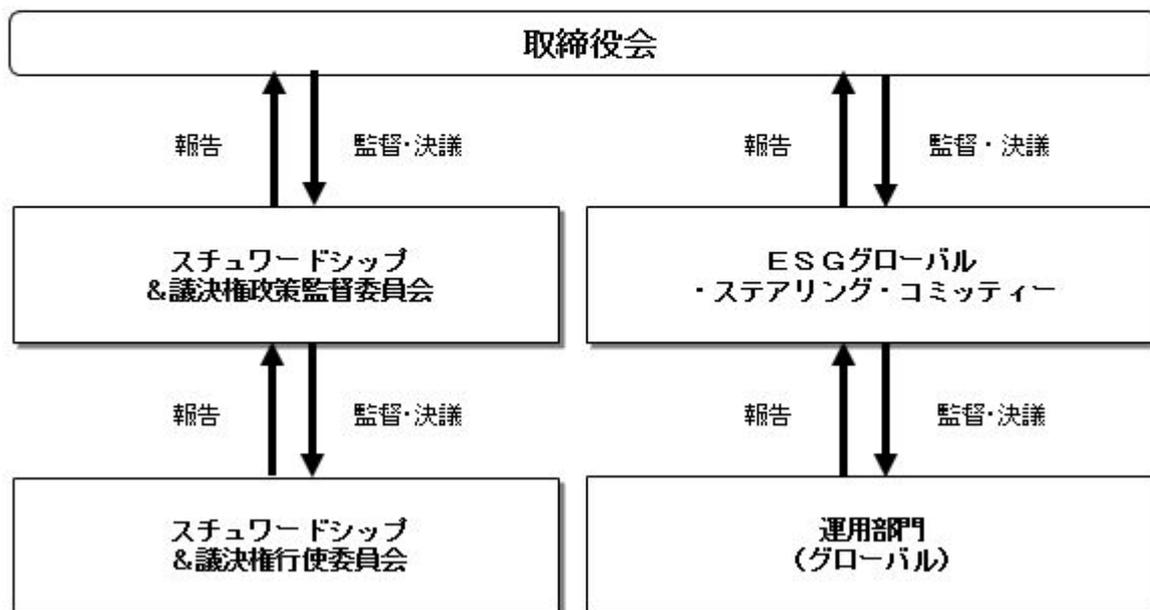
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は 2021 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

##### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

##### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

##### ② 収益分配金の支払い

##### <分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

##### <分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドです

ので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券および株式を実質的な投資対象としますので、債券および株式の価格の下落や、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券および株式は、先進国の債券および株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券および株式は、先進国の債券および株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ 債権や未上場株式などの組入リスク

1) 低流動性資産のリスク

債権や未上場会社の発行する株式など流動性の低い資産については、保有資産を直ちに売却できないことも考えられます。また、このような資産の転売についても契約上制限されていることがあり、ファンドの資金流動性に影響を与え、不測の損失を被るリスクがあります。

2) 財務リスク

債権や未上場会社の発行する株式などは、社会、政治、経済の情勢変化に大きな影響を受け易く、予想に反し、債務者や発行体の業績、資金調達などにおいて懸念が生じる場合もあります。このような懸念が生じた場合、時価評価額の見直しが行なわれるため、基準価額が影響を受けることも考えられます。また、投資対象とする債権や未上場株式は、信用力が改善しない場合や企業の再建が困難となった場合

などには、価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額にも大きな影響を与えることがあります。

⑥ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

⑦ デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。

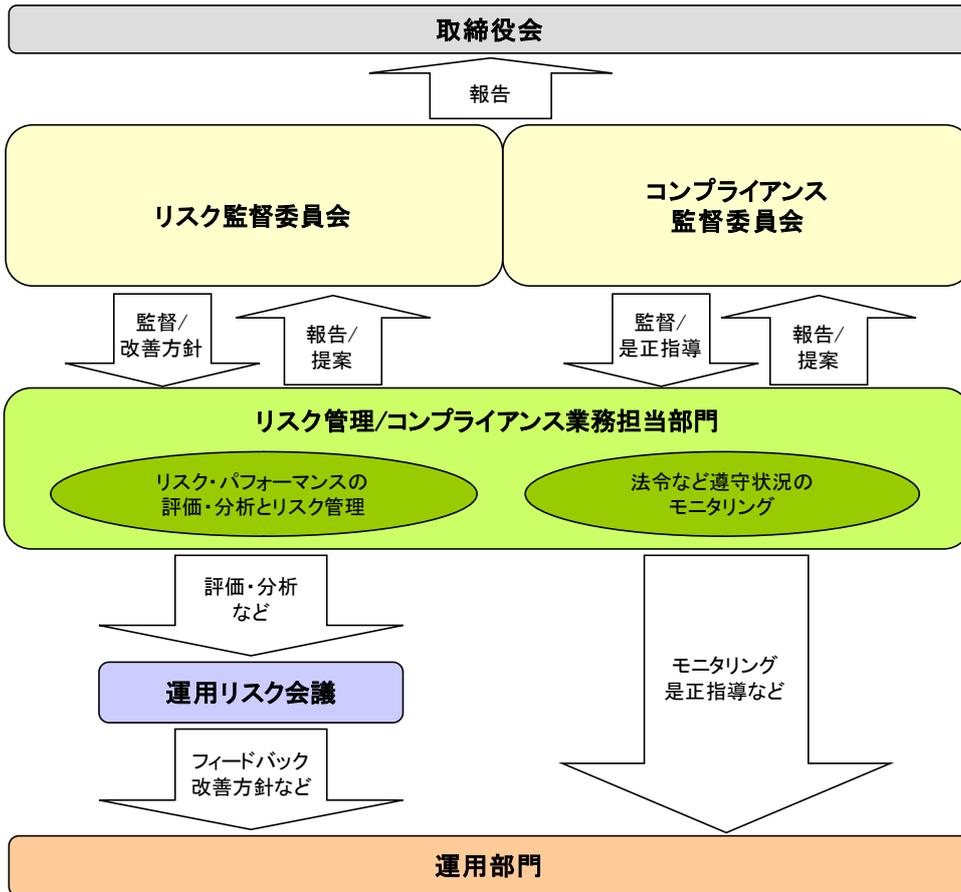
・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスク、流動性リスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクや流動性リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクおよび流動性リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2021年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.9%	10.6%	16.8%	13.9%	0.1%	3.3%	4.0%
最大値	24.3%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	11.4%	19.3%
最小値	-21.5%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-4.0%	-7.9%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2017年1月から2021年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 ……東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 ……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 ……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

日本国債 ……NOMURA-BPI国債

先進国債 ……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 ……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2017年1月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

### 東証株価指数 (TOPIX、配当込)

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

### MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込、円ベース)

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込、円ベース)

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

### FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

### JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ヘッジなし、円ベース)

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができます場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

##### (3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.045%（税抜0.95%）
投資対象とする投資信託証券	2%程度*
実質的負担	3.045%（税抜2.95%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.045%（税抜0.95%）の率を乗じて得た額とします。
- ・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）2%程度\*がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は3.045%（税抜2.95%）程度となります。

\*この他に、投資対象とする「アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッドクラスB」においては、運用実績により成功報酬がかかる場合があります。

\*投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
1,000 億円以下の部分	0.95%	0.28%	0.64%	0.03%
1,000 億円超 3,000 億円以下の部分		0.25%	0.67%	
3,000 億円超の部分		0.22%	0.70%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1% を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1% を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド クラスB」

- ・事務管理費用
- ・資産の保管費用
- ・有価証券売買時の売買委託手数料

- ・ 設立に係る費用
- ・ 法律顧問費用
- ・ 監査費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

### ① 個人受益者の場合

#### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

#### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ② 法人受益者の場合

#### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

#### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### ③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

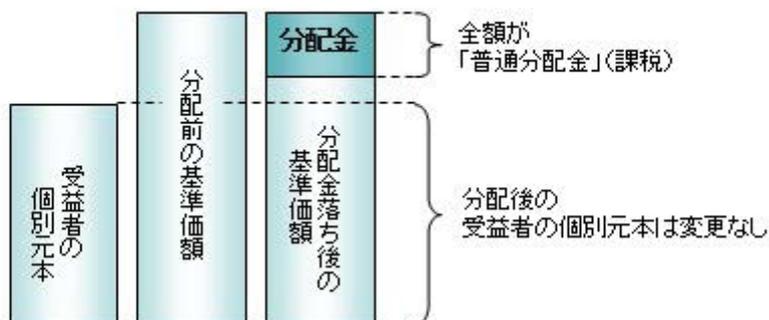
2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

### ④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

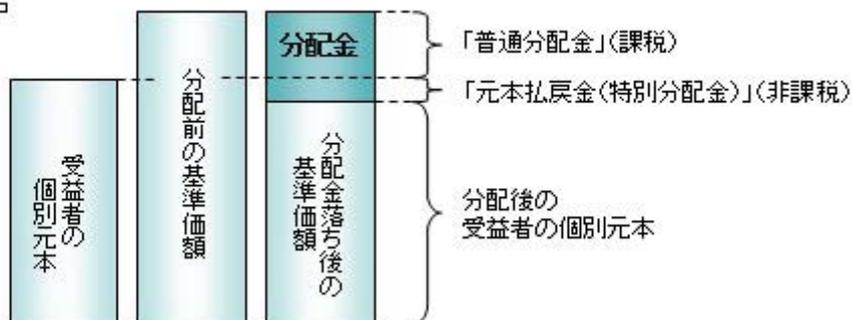
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2022年3月17日現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド】

以下の運用状況は2021年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	ガンジー	2,198,405,831	97.86
親投資信託受益証券	日本	2,215,934	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	45,754,961	2.04
合計（純資産総額）		2,246,376,726	100.00

#### (2)【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ガンジー	投資証券	アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッドクラスB	2,092,922,536	1.04	2,192,972,732	1.05	2,198,405,831	97.86
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	2,181,467	1.0158	2,215,934	1.0158	2,215,934	0.10

##### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.86
親投資信託受益証券	0.10
合計	97.96

##### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## ① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第11 特定期間末 (2012年 6月 18日)	11,726	11,771	0.7735	0.7765
第12 特定期間末 (2012年 12月 17日)	12,304	12,345	0.8931	0.8961
第13 特定期間末 (2013年 6月 17日)	10,078	10,110	0.9558	0.9588
第14 特定期間末 (2013年 12月 17日)	9,002	9,028	1.0116	1.0146
第15 特定期間末 (2014年 6月 17日)	7,988	8,012	1.0167	1.0197
第16 特定期間末 (2014年 12月 17日)	6,798	6,819	1.0145	1.0175
第17 特定期間末 (2015年 6月 17日)	6,586	6,604	1.1068	1.1098
第18 特定期間末 (2015年 12月 17日)	5,442	5,458	1.0155	1.0185
第19 特定期間末 (2016年 6月 17日)	4,530	4,546	0.8987	0.9017
第20 特定期間末 (2016年 12月 19日)	4,902	4,916	1.0382	1.0412
第21 特定期間末 (2017年 6月 19日)	4,483	4,496	1.0316	1.0346
第22 特定期間末 (2017年 12月 18日)	4,247	4,259	1.0799	1.0829
第23 特定期間末 (2018年 6月 18日)	3,837	3,848	1.0297	1.0327
第24 特定期間末 (2018年 12月 17日)	3,576	3,586	1.0024	1.0054
第25 特定期間末 (2019年 6月 17日)	3,443	3,453	1.0166	1.0196
第26 特定期間末 (2019年 12月 17日)	3,214	3,224	1.0391	1.0421
第27 特定期間末 (2020年 6月 17日)	2,551	2,560	0.8913	0.8943
第28 特定期間末 (2020年 12月 17日)	2,553	2,562	0.9464	0.9494
第29 特定期間末 (2021年 6月 17日)	2,552	2,560	1.0031	1.0061
第30 特定期間末 (2021年 12月 17日)	2,235	2,243	0.9170	0.9200
2020年 12月 末日	2,566	—	0.9490	—
2021年 1月 末日	2,570	—	0.9604	—
2月 末日	2,591	—	0.9789	—
3月 末日	2,556	—	0.9800	—
4月 末日	2,546	—	0.9906	—
5月 末日	2,571	—	1.0060	—
6月 末日	2,533	—	1.0020	—
7月 末日	2,455	—	0.9746	—
8月 末日	2,427	—	0.9673	—
9月 末日	2,364	—	0.9507	—
10月 末日	2,340	—	0.9485	—
11月 末日	2,232	—	0.9102	—

12月末日	2,246	—	0.9188	—
-------	-------	---	--------	---

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

## ②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第11特定期間	2011年12月20日～2012年6月18日	0.0060
第12特定期間	2012年6月19日～2012年12月17日	0.0060
第13特定期間	2012年12月18日～2013年6月17日	0.0060
第14特定期間	2013年6月18日～2013年12月17日	0.0060
第15特定期間	2013年12月18日～2014年6月17日	0.0060
第16特定期間	2014年6月18日～2014年12月17日	0.0060
第17特定期間	2014年12月18日～2015年6月17日	0.0060
第18特定期間	2015年6月18日～2015年12月17日	0.0060
第19特定期間	2015年12月18日～2016年6月17日	0.0060
第20特定期間	2016年6月18日～2016年12月19日	0.0060
第21特定期間	2016年12月20日～2017年6月19日	0.0060
第22特定期間	2017年6月20日～2017年12月18日	0.0060
第23特定期間	2017年12月19日～2018年6月18日	0.0060
第24特定期間	2018年6月19日～2018年12月17日	0.0060
第25特定期間	2018年12月18日～2019年6月17日	0.0060
第26特定期間	2019年6月18日～2019年12月17日	0.0060
第27特定期間	2019年12月18日～2020年6月17日	0.0060
第28特定期間	2020年6月18日～2020年12月17日	0.0060
第29特定期間	2020年12月18日～2021年6月17日	0.0060
第30特定期間	2021年6月18日～2021年12月17日	0.0060

## ③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第11特定期間	2011年12月20日～2012年6月18日	△0.65
第12特定期間	2012年6月19日～2012年12月17日	16.24
第13特定期間	2012年12月18日～2013年6月17日	7.69
第14特定期間	2013年6月18日～2013年12月17日	6.47
第15特定期間	2013年12月18日～2014年6月17日	1.10
第16特定期間	2014年6月18日～2014年12月17日	0.37
第17特定期間	2014年12月18日～2015年6月17日	9.69
第18特定期間	2015年6月18日～2015年12月17日	△7.71
第19特定期間	2015年12月18日～2016年6月17日	△10.91
第20特定期間	2016年6月18日～2016年12月19日	16.19
第21特定期間	2016年12月20日～2017年6月19日	△0.06
第22特定期間	2017年6月20日～2017年12月18日	5.26

第 23 特定期間	2017 年 12 月 19 日～2018 年 6 月 18 日	△4.09
第 24 特定期間	2018 年 6 月 19 日～2018 年 12 月 17 日	△2.07
第 25 特定期間	2018 年 12 月 18 日～2019 年 6 月 17 日	2.02
第 26 特定期間	2019 年 6 月 18 日～2019 年 12 月 17 日	2.80
第 27 特定期間	2019 年 12 月 18 日～2020 年 6 月 17 日	△13.65
第 28 特定期間	2020 年 6 月 18 日～2020 年 12 月 17 日	6.86
第 29 特定期間	2020 年 12 月 18 日～2021 年 6 月 17 日	6.63
第 30 特定期間	2021 年 6 月 18 日～2021 年 12 月 17 日	△7.99

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 11 特定期間	2011 年 12 月 20 日～2012 年 6 月 18 日	102,590,166	1,442,328,176
第 12 特定期間	2012 年 6 月 19 日～2012 年 12 月 17 日	95,751,421	1,479,770,280
第 13 特定期間	2012 年 12 月 18 日～2013 年 6 月 17 日	67,079,559	3,298,481,982
第 14 特定期間	2013 年 6 月 18 日～2013 年 12 月 17 日	47,590,333	1,693,170,500
第 15 特定期間	2013 年 12 月 18 日～2014 年 6 月 17 日	37,324,649	1,079,023,821
第 16 特定期間	2014 年 6 月 18 日～2014 年 12 月 17 日	30,582,307	1,186,499,171
第 17 特定期間	2014 年 12 月 18 日～2015 年 6 月 17 日	26,757,940	777,141,567
第 18 特定期間	2015 年 6 月 18 日～2015 年 12 月 17 日	32,857,472	624,667,906
第 19 特定期間	2015 年 12 月 18 日～2016 年 6 月 17 日	23,360,599	340,797,449
第 20 特定期間	2016 年 6 月 18 日～2016 年 12 月 19 日	25,254,234	344,824,276
第 21 特定期間	2016 年 12 月 20 日～2017 年 6 月 19 日	69,961,337	445,950,322
第 22 特定期間	2017 年 6 月 20 日～2017 年 12 月 18 日	18,940,359	432,106,308
第 23 特定期間	2017 年 12 月 19 日～2018 年 6 月 18 日	18,150,978	224,829,603
第 24 特定期間	2018 年 6 月 19 日～2018 年 12 月 17 日	16,229,995	174,953,168
第 25 特定期間	2018 年 12 月 18 日～2019 年 6 月 17 日	14,811,401	195,119,760
第 26 特定期間	2019 年 6 月 18 日～2019 年 12 月 17 日	14,193,107	307,542,616
第 27 特定期間	2019 年 12 月 18 日～2020 年 6 月 17 日	16,007,719	247,005,275
第 28 特定期間	2020 年 6 月 18 日～2020 年 12 月 17 日	16,486,754	180,931,401
第 29 特定期間	2020 年 12 月 18 日～2021 年 6 月 17 日	11,498,302	165,018,248
第 30 特定期間	2021 年 6 月 18 日～2021 年 12 月 17 日	11,290,948	118,099,508

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は2021年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	401,066,461	100.00
合計 (純資産総額)		401,066,461	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 運用実績

2021年12月30日現在

### 基準価額・純資産の推移



基準価額 ..... 9,188円

純資産総額 ..... 22.46億円

※ 基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※ 分配金再投資基準価額は、2011年12月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※ 分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

### 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年12月	2021年3月	2021年6月	2021年9月	2021年12月	設定来累計
30円	30円	30円	30円	30円	2,030円

### 主要な資産の状況

#### <資産構成比率>

組入資産	比率
アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド クラスB	97.9%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	2.0%

#### <運用戦略配分比率>

組入資産	比率
米ドル建て新興国債券	46.9%
現地通貨建て新興国債券	26.3%
新興国株式	31.6%
スペシャル・シチュエーション	0.0%
短期金融資産等	-4.8%

※当ファンドが投資する外国投資法人の状況です。  
 ※短期金融資産等には投資対象通貨および日本円の現金、コールローン等が含まれます。

#### <上位5ヵ国投資比率>

	国名	比率
1	中国	14.14%
2	ブラジル	11.88%
3	メキシコ	6.97%
4	ロシア	6.12%
5	インド	5.95%

※当ファンドが投資する外国投資法人の状況です。比率は当該外国投資法人の純資産総額比です。

※先進諸国の数値はデリバティブ取引などにおける証拠金などとしての有価証券等も含めて算出しています。

#### <上位5通貨投資比率>

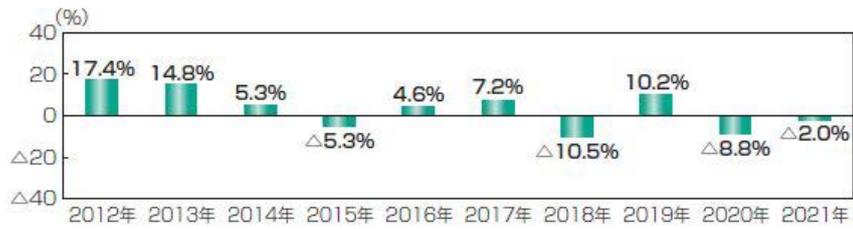
	通貨名	比率
1	アメリカドル	30.87%
2	香港ドル	6.15%
3	韓国ウォン	4.61%
4	台湾ドル	3.95%
5	メキシコペソ	3.92%

※当ファンドが投資する外国投資法人の状況です。比率は当該外国投資法人の純資産総額比です。

※他国通貨建てで発行されている有価証券などは発行通貨ベースで分類しています。

※上記の数値は短期金融資産(投資対象通貨および日本円の現金、コールローン等)などを除いて算出しています。

## 年間収益率の推移



- ※ ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ※ 当ファンドには、ベンチマークはありません。

- ※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

※当ファンドは、2022年6月17日をもって信託期間が終了いたします。

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

#### (3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。

#### (5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日または取得申込日の翌営業日が下記のいずれかに該当する場合、もしくは、取得申込日から起算して9営業日目までの期間中に下記のいずれかが2日以上ある場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨークの銀行休業日

●ロンドンの銀行休業日

●ガーンジーの銀行休業日

#### (6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

#### (7) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

#### (8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### (9) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所<sup>\*</sup>における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

#### (10) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができます。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

#### (11) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 2【換金（解約）手続等】

※当ファンドは、2022年6月17日をもって信託期間が終了いたします。

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日または解約請求日の翌営業日下記いずれかに該当する場合、もしくは、解約請求日から起算して9営業日目までの期間中に下記のいずれかが2日以上ある場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨークの銀行休業日
- ロンドンの銀行休業日
- ガーンジーの銀行休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。  
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。  
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して9営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できません。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

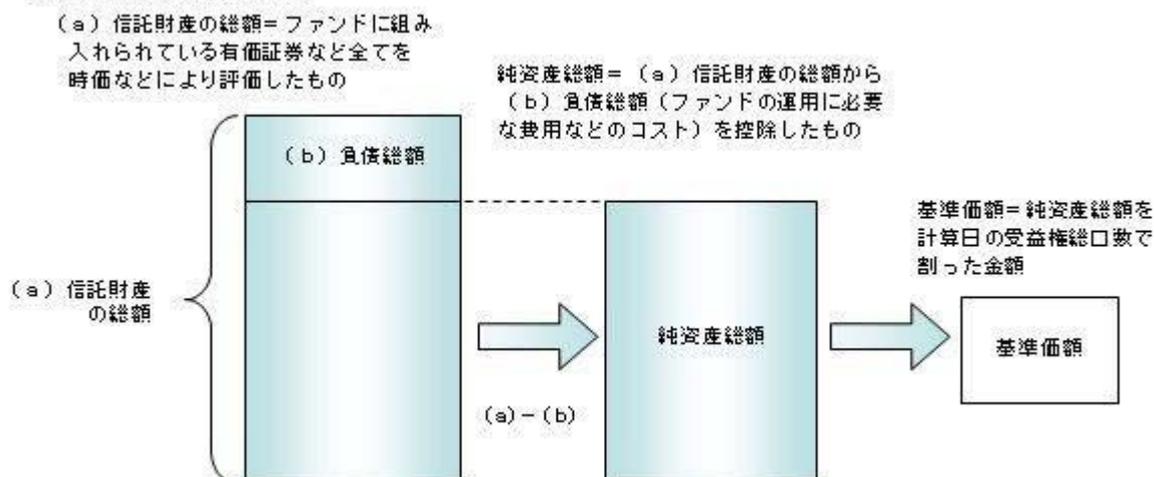
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

## <基準価額算出の流れ>



### ② 有価証券などの評価基準

- ・ 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

#### ◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

#### ◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

### ③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

2022年6月17日までとします（2007年4月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

### (4) 【計算期間】

毎年3月18日から6月17日まで、6月18日から9月17日まで、9月18日から12月17日までおよび12月18日から翌年3月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

### (5) 【その他】

#### ① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により純資産総額が50億円を下回ることとなった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

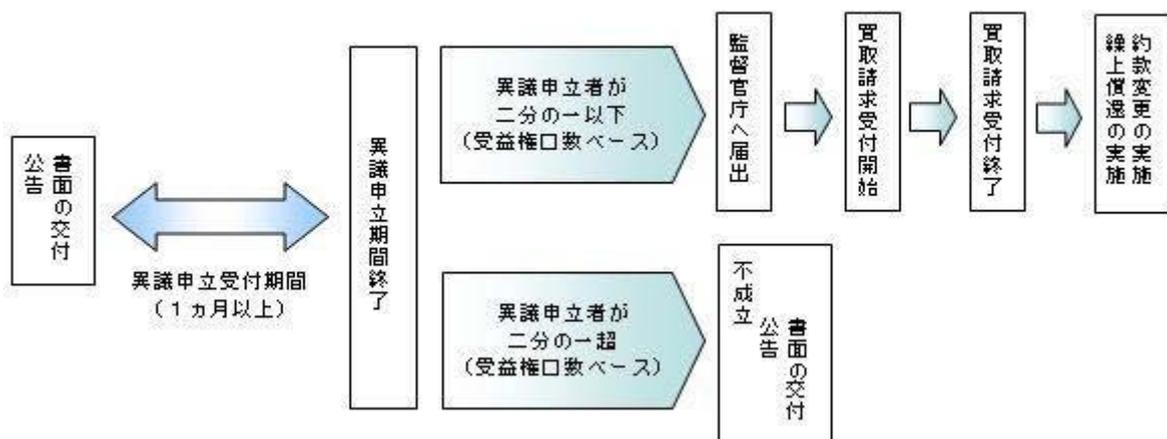
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に関する異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えると、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（6月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2021年6月18日から2021年12月17日までの特定期間の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2022年1月26日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンドの2021年6月18日から2021年12月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンドの2021年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要

な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 1 【財務諸表】

### 【日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2021年6月17日現在	当期 2021年12月17日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	66,262,975	61,130,928
投資証券	2,499,335,011	2,189,539,349
親投資信託受益証券	2,530,323	2,215,934
未収入金	6,645,372	-
流動資産合計	2,574,773,681	2,252,886,211
資産合計	2,574,773,681	2,252,886,211
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	7,635,376	7,314,951
未払解約金	6,046,343	2,983,591
未払受託者報酬	212,281	191,169
未払委託者報酬	6,510,997	5,863,446
未払利息	28	32
その他未払費用	1,382,368	659,396
流動負債合計	21,787,393	17,012,585
負債合計	21,787,393	17,012,585
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,545,125,609	2,438,317,049
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7,860,679	△202,443,423
(分配準備積立金)	186,469,054	165,998,694
元本等合計	2,552,986,288	2,235,873,626
純資産合計	2,552,986,288	2,235,873,626
負債純資産合計	2,574,773,681	2,252,886,211

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 2020年12月18日 至 2021年6月17日		自 2021年6月18日 至 2021年12月17日	
<b>営業収益</b>				
受取配当金		16,000,000		15,500,000
有価証券売買等損益		162,542,103		△202,304,245
営業収益合計		178,542,103		△186,804,245
<b>営業費用</b>				
支払利息		2,156		4,626
受託者報酬		422,573		396,413
委託者報酬		12,960,919		12,158,348
その他費用		737,933		686,736
営業費用合計		14,123,581		13,246,123
営業利益又は営業損失(△)		164,418,522		△200,050,368
経常利益又は経常損失(△)		164,418,522		△200,050,368
当期純利益又は当期純損失(△)		164,418,522		△200,050,368
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		2,403,199		△2,025,355
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△144,738,345		7,860,679
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,518,193		2,781,776
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,518,193		2,769,536
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		12,240
剰余金減少額又は欠損金増加額		419,243		285,074
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		419,243		285,074
分配金		15,515,249		14,775,791
期末剰余金又は期末欠損金(△)		7,860,679		△202,443,423

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき当該投資証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		前期 2021年6月17日現在	当期 2021年12月17日現在
1.	期首元本額	2,698,645,555円	2,545,125,609円
	期中追加設定元本額	11,498,302円	11,290,948円
	期中一部解約元本額	165,018,248円	118,099,508円
2.	受益権の総数	2,545,125,609口	2,438,317,049口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	－円	202,443,423円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020年12月18日 至 2021年6月17日		当期 自 2021年6月18日 至 2021年12月17日
分配金の計算過程		分配金の計算過程
自 2020年12月18日 至 2021年3月17日		自 2021年6月18日 至 2021年9月17日
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 7,462,086円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,139,809円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円
C	信託約款に定める収益調整金 20,499,598円	C 信託約款に定める収益調整金 20,159,394円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 193,312,830円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 182,138,028円
E	分配対象収益 (A+B+C+D) 221,274,514円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 203,437,231円
F	分配対象収益(1万口当たり) 842円	F 分配対象収益(1万口当たり) 818円
G	分配金額 7,879,873円	G 分配金額 7,460,840円
H	分配金額(1万口当たり) 30円	H 分配金額(1万口当たり) 30円
自 2021年3月18日 至 2021年6月17日		自 2021年9月18日 至 2021年12月17日
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 7,199,299円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 1,110,701円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円
C	信託約款に定める収益調整金 20,251,091円	C 信託約款に定める収益調整金 20,188,173円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 186,905,131円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 172,202,944円
E	分配対象収益 (A+B+C+D) 214,355,521円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 193,501,818円
F	分配対象収益(1万口当たり) 842円	F 分配対象収益(1万口当たり) 793円
G	分配金額 7,635,376円	G 分配金額 7,314,951円
H	分配金額(1万口当たり) 30円	H 分配金額(1万口当たり) 30円

(金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2020年12月18日 至 2021年6月17日	当期 自 2021年6月18日 至 2021年12月17日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の	同左

	運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2021年6月17日現在	当期 2021年12月17日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

前期 (2021年6月17日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	62,997,417
親投資信託受益証券	△1
合計	62,997,416

当期 (2021年12月17日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
----	---------------------

投資証券	△88,960,745
親投資信託受益証券	217
合計	△88,960,528

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2021年6月17日現在	当期 2021年12月17日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0031円 (10,031円)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9170円 (9,170円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド クラスB	2,089,653,893	2,189,539,349	
投資証券 合計		2,089,653,893	2,189,539,349	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	2,181,467	2,215,934	
親投資信託受益証券 合計		2,181,467	2,215,934	
合計		2,091,835,360	2,191,755,283	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド クラスB」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は同投資証券です。なお、同投資証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

同投資証券はガンジー籍円建外国投資法人の投資証券であります。同投資証券は、計算期間(2020年5月1日から2021年4月30日まで)が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資証券の「投資有価証券明細表」およびそれに続く「投資者に帰属する純資産の変動計算書」などは、委託会社が同投資証券の投資顧問会社から入手した2021年4月30日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド  
 監査済財務諸表 (2021年4月30日に終了した年度)  
 財務諸表に対する注記-投資明細表  
 2021年4月30日現在

銘柄	満期日	通貨	額面	市場価格 (円)	純資 産に 占め る割 合 (%)
公的な証券市場に上場している有価証券					
<b>債券</b>					
<b>アンゴラ (2020年 : 0.39%)</b>					
Angolan Government International Bond 9.375%	08/05/2048	US\$	200,000	22,435,511	0.90
				<b>22,435,511</b>	<b>0.90</b>
<b>アルゼンチン (2020年 : 2.43%)</b>					
Argentine Republic Government International Bond 0.125% Step Cpn	09/07/2030	US\$	396,142	15,262,739	0.61
Argentine Republic Government International Bond 0.125% Step Cpn	09/07/2035	US\$	344,041	11,634,229	0.47
Argentine Republic Government International Bond 0.125% Step Cpn	09/01/2038	US\$	69,099	2,803,563	0.11
Argentine Republic Government International Bond 0.125% Step Cpn	09/07/2041	US\$	150,323	5,764,993	0.23
Argentine Republic Government International Bond 1% YPF SA 2.5% Step Cpn	09/07/2029	US\$	69,391	2,832,059	0.11
YPF SA 2.5% Step Cpn	30/06/2029	US\$	150,500	8,862,658	0.36
YPF SA 4% Step Cpn	12/02/2026	US\$	94,385	8,285,611	0.33
				<b>55,445,852</b>	<b>2.22</b>
<b>ブラジル (2020年 : 3.44%)</b>					
Banco do Brasil SA 6.25% FRN	Perpetual	US\$	200,000	21,537,375	0.86
Brazilian Government International Bond 5%	27/01/2045	US\$	200,000	21,349,373	0.85
Brazilian Government International Bond 7.125%	20/01/2037	US\$	1,000	137,321	0.01
Oi SA 10% PIK	27/07/2025	US\$	548,000	62,449,171	2.50
Petrobras Global Finance BV 6.85%	05/06/2115	US\$	20,000	2,314,368	0.09
Petrobras Global Finance BV 6.9%	19/03/2049	US\$	20,000	2,453,887	0.10
				<b>110,241,495</b>	<b>4.41</b>
<b>チリ (2020年 : 0.97%)</b>					
Corp Nacional del Cobre de Chile 4.875%	04/11/2044	US\$	200,000	25,819,245	1.03
				<b>25,819,245</b>	<b>1.03</b>
<b>中国 (2020年 : 3.83%)</b>					
China Evergrande Group 7.5%	28/06/2023	US\$	200,000	19,095,249	0.76
China Evergrande Group 8.75%	28/06/2025	US\$	200,000	17,786,604	0.71
China Evergrande Group 10.5%	11/04/2024	US\$	200,000	19,530,917	0.78
Kaisa Group Holdings Ltd 8.5%	30/06/2022	US\$	200,000	22,333,525	0.89
Kaisa Group Holdings Ltd 9.375%	30/06/2024	US\$	200,000	21,657,425	0.87
				<b>100,403,720</b>	<b>4.01</b>
<b>コロンビア (2020年 : 1.30%)</b>					
Colombia Government International Bond 7.375%	18/09/2037	US\$	100,000	14,402,561	0.58
Colombia Government International Bond 8.125%	21/05/2024	US\$	45,000	5,849,049	0.23
				<b>20,251,610</b>	<b>0.81</b>
<b>ドミニカ共和国 (2020年 : 1.72%)</b>					
Dominican Republic International Bond 4.875%	23/09/2032	US\$	150,000	16,905,640	0.68
Dominican Republic International Bond 5.875%	30/01/2060	US\$	150,000	16,112,301	0.64
Dominican Republic International Bond 6.875%	29/01/2026	US\$	100,000	12,668,884	0.51
				<b>45,686,825</b>	<b>1.83</b>
<b>エクアドル (2020年 : 1.48%)</b>					
Ecuador Government International Bond 0.5% Step Cpn	31/07/2030	US\$	239,000	21,697,667	0.87
Ecuador Government International Bond 0.5% Step Cpn	31/07/2035	US\$	742,950	54,688,431	2.19
Ecuador Government International Bond 0.5% Step Cpn	31/07/2040	US\$	139,000	8,905,447	0.35
				<b>85,291,545</b>	<b>3.41</b>

<b>エジプト (2020年 : 1.61%)</b>						
Egypt Government International Bond 7.903%	21/02/2048	US\$	200,000	21,418,467	0.86	
Egypt Government International Bond 8.5%	31/01/2047	US\$	200,000	22,490,472	0.90	
				<b>43,908,939</b>	<b>1.76</b>	
<b>エルサルバドル (2020年 : 0.76%)</b>						
El Salvador Government International Bond 7.65%	15/06/2035	US\$	13,000	1,482,153	0.06	
El Salvador Government International Bond 8.25%	10/04/2032	US\$	10,000	1,194,643	0.05	
El Salvador Government International Bond 8.625%	28/02/2029	US\$	46,000	5,613,240	0.22	
				<b>8,290,036</b>	<b>0.33</b>	
<b>ハンガリー (2020年 : 0.00%)</b>						
Hungary Government International Bond 5.375%	25/03/2024	US\$	40,000	4,945,548	0.20	
Hungary Government International Bond 5.75%	22/11/2023	US\$	80,000	9,858,120	0.39	
				<b>14,803,668</b>	<b>0.59</b>	
<b>インドネシア (2020年 : 2.93%)</b>						
Indonesia Government International Bond 5.125%	15/01/2045	US\$	200,000	26,376,774	1.05	
Indonesia Government International Bond 6.625%	17/02/2037	US\$	100,000	14,690,344	0.59	
Indonesia Government International Bond 7.75%	17/01/2038	US\$	100,000	16,223,129	0.65	
				<b>57,290,247</b>	<b>2.29</b>	
<b>コートジボワール (2020年 : 0.53%)</b>						
Ivory Coast Government International Bond 5.875%	17/10/2031	EUR	130,000	18,520,996	0.74	
				<b>18,520,996</b>	<b>0.74</b>	
<b>ジャマイカ (2020年 : 0.00%)</b>						
Digicel Group 0.5 Ltd 10% PIK	01/04/2024	US\$	62,600	6,672,933	0.27	
				<b>6,672,933</b>	<b>0.27</b>	
<b>レバノン (2020年 : 0.62%)</b>						
Lebanon Government International Bond 5.8% (Defaulted)	14/04/2020	US\$	64,000	852,858	0.03	
Lebanon Government International Bond 6% (Defaulted)	27/01/2023	US\$	20,000	267,173	0.01	
Lebanon Government International Bond 6.1% (Defaulted)	04/10/2022	US\$	54,000	694,867	0.03	
Lebanon Government International Bond 6.15% (Defaulted)	19/06/2020	US\$	117,000	1,559,131	0.06	
Lebanon Government International Bond 6.375% (Defaulted)	09/03/2020	US\$	93,000	1,244,380	0.05	
Lebanon Government International Bond 6.6% (Defaulted)	27/11/2026	US\$	38,000	504,727	0.02	
Lebanon Government International Bond 6.85% (Defaulted)	23/03/2027	US\$	61,000	824,189	0.03	
Lebanon Government International Bond 7% (Defaulted)	23/03/2032	US\$	50,000	667,233	0.03	
Lebanon Government International Bond 7.05% (Defaulted)	02/11/2035	US\$	4,000	52,562	-	
Lebanon Government International Bond 7.25% (Defaulted)	23/03/2037	US\$	32,000	440,911	0.02	
Lebanon Government International Bond 8.25% (Defaulted)	12/04/2021	US\$	168,000	2,247,913	0.09	
				<b>9,355,944</b>	<b>0.37</b>	
<b>メキシコ (2020年 : 3.07%)</b>						
Banco Mercantil del Norte SA 6.75% FRN	Perpetual	US\$	200,000	22,764,188	0.91	
Mexico Government International Bond 4.75%	08/03/2044	US\$	28,000	3,244,909	0.13	
Mexico Government International Bond 5.55%	21/01/2045	US\$	27,000	3,422,866	0.14	
Mexico Government International Bond 5.75%	12/10/2110	US\$	82,000	10,151,519	0.41	
Mexico Government International Bond 6.05%	11/01/2040	US\$	18,000	2,392,913	0.10	
Petroleos Mexicanos 6.35%	12/02/2048	US\$	47,000	4,367,464	0.17	
Petroleos Mexicanos 6.75%	21/09/2047	US\$	133,000	12,842,982	0.51	
Petroleos Mexicanos 6.95%	28/01/2060	US\$	80,000	7,721,612	0.31	
Petroleos Mexicanos 7.69%	23/01/2050	US\$	94,000	9,866,299	0.39	
				<b>76,774,752</b>	<b>3.07</b>	
<b>パキスタン (2020年 : 1.74%)</b>						
Pakistan Government International Bond 8.25%	15/04/2024	US\$	220,000	26,334,921	1.05	
				<b>26,334,921</b>	<b>1.05</b>	
<b>パナマ (2020年 : 1.21%)</b>						
Panama Government International Bond 4.3%	29/04/2053	US\$	200,000	23,328,194	0.93	

Panama Government International Bond 6.7%	26/01/2036	US\$	7,000	1,020,988	0.04
				<b>24,349,182</b>	<b>0.97</b>
<b>ペルー (2020年 : 1.41%)</b>					
Peruvian Government International Bond 2.78%	01/12/2060	US\$	31,000	2,822,759	0.11
Peruvian Government International Bond 3.23%	28/07/2121	US\$	13,000	1,186,105	0.05
Peruvian Government International Bond 5.625%	18/11/2050	US\$	22,000	3,175,113	0.13
Peruvian Government International Bond 8.75%	21/11/2033	US\$	91,000	15,306,778	0.61
				<b>22,490,755</b>	<b>0.90</b>
<b>フィリピン (2020年 : 1.28%)</b>					
Philippine Government International Bond 6.375%	23/10/2034	US\$	100,000	15,204,078	0.61
Philippine Government International Bond 9.5%	02/02/2030	US\$	70,000	11,978,435	0.48
Philippine Government International Bond 10.625%	16/03/2025	US\$	18,000	2,683,317	0.10
				<b>29,865,830</b>	<b>1.19</b>
<b>カタール (2020年 : 1.37%)</b>					
Qatar Government International Bond 5.103%	23/04/2048	US\$	240,000	33,146,629	1.33
				<b>33,146,629</b>	<b>1.33</b>
<b>ルーマニア (2020年 : 0.00%)</b>					
Romanian Government International Bond 3%	14/02/2031	US\$	10,000	1,109,039	0.04
Romanian Government International Bond 3.375%	28/01/2050	EUR	43,000	5,909,662	0.24
Romanian Government International Bond 3.624%	26/05/2030	EUR	20,000	3,034,924	0.12
Romanian Government International Bond 4%	14/02/2051	US\$	84,000	9,115,095	0.37
Romanian Government International Bond 4.375%	22/08/2023	US\$	60,000	7,090,649	0.28
				<b>26,259,369</b>	<b>1.05</b>
<b>ロシア (2020年 : 1.01%)</b>					
Russian Foreign Bond - Eurobond 4.375%	21/03/2029	US\$	200,000	24,423,536	0.98
				<b>24,423,536</b>	<b>0.98</b>
<b>サウジアラビア (2020年 : 1.04%)</b>					
Saudi Government International Bond 5.25%	16/01/2050	US\$	200,000	27,171,770	1.09
				<b>27,171,770</b>	<b>1.09</b>
<b>南アフリカ (2020年 : 1.34%)</b>					
Republic of South Africa Government International Bond 4.3%	12/10/2028	US\$	200,000	21,898,549	0.88
				<b>21,898,549</b>	<b>0.88</b>
<b>スリランカ (2020年 : 0.57%)</b>					
Sri Lanka Government International Bond 7.85%	14/03/2029	US\$	220,000	15,722,982	0.63
				<b>15,722,982</b>	<b>0.63</b>
<b>トルコ (2020年 : 2.69%)</b>					
Turkey Government International Bond 6.875%	17/03/2036	US\$	120,000	12,816,952	0.51
				<b>12,816,952</b>	<b>0.51</b>
<b>ウクライナ (2020年 : 3.31%)</b>					
Ukraine Government International Bond 7.375%	25/09/2032	US\$	200,000	22,028,100	0.88
Ukraine Government International Bond 7.75%	01/09/2026	US\$	100,000	11,737,902	0.47
				<b>33,766,002</b>	<b>1.35</b>
<b>ウルグアイ (2020年 : 1.42%)</b>					
Uruguay Government International Bond 4.125%	20/11/2045	US\$	29,524	3,645,383	0.15
Uruguay Government International Bond 4.975%	20/04/2055	US\$	42,818	5,780,410	0.23
Uruguay Government International Bond 5.1%	18/06/2050	US\$	27,182	3,708,507	0.15
Uruguay Government International Bond 7.625%	21/03/2036	US\$	32,559	5,364,327	0.21
Uruguay Government International Bond 7.875%	15/01/2033	US\$	58,164	9,486,902	0.38
				<b>27,985,529</b>	<b>1.12</b>
<b>ベネズエラ (2020年 : 0.48%)</b>					
Petroleos de Venezuela SA 5.375% (Defaulted)	12/04/2027	US\$	29,000	137,567	0.01
Petroleos de Venezuela SA 8.5% (Defaulted)	27/10/2020	US\$	203,000	5,534,288	0.22
Petroleos de Venezuela SA 9% (Defaulted)	17/11/2021	US\$	79,839	378,731	0.02
Petroleos de Venezuela SA 9.75% (Defaulted)	17/05/2035	US\$	98,893	496,077	0.02
Petroleos de Venezuela SA 12.75% (Defaulted)	17/02/2022	US\$	59,000	279,877	0.01
Venezuela Government International Bond 7.75% (Defaulted)	13/10/2019	US\$	26,000	276,442	0.01
Venezuela Government International Bond 8.25% (Defaulted)	13/10/2024	US\$	52,700	589,061	0.02
Venezuela Government International Bond 9% (Defaulted)	07/05/2023	US\$	22,000	245,907	0.01
Venezuela Government International Bond 9.25% (Defaulted)	15/09/2027	US\$	60,000	670,658	0.03

Venezuela Government International Bond 9.25% (Defaulted)	07/05/2028	US\$	37,000	411,555	0.02
Venezuela Government International Bond 11.75% (Defaulted)	21/10/2026	US\$	226,200	2,516,046	0.10
Venezuela Government International Bond 11.95% (Defaulted)	05/08/2031	US\$	368,400	4,117,837	0.16
Venezuela Government International Bond 12.75% (Defaulted)	23/08/2022	US\$	70,000	793,884	0.03
				<b>16,447,930</b>	<b>0.66</b>

## 債券合計

**1,043,873,254 41.75**

## 株式

### ブラジル (2020年 : 1.28%)

Vale SA ADR		US\$	12,498	28,062,253	1.12
				<b>28,062,253</b>	<b>1.12</b>

### 中国 (2020年 : 10.27%)

Alibaba Group Holding Ltd		HKD	6,400	20,218,626	0.81
Alibaba Group Holding Ltd ADR		US\$	485	12,348,582	0.49
Anhui Conch Cement Co Ltd Class H		HKD	20,000	13,043,822	0.52
ANTA Sports Products Ltd		HKD	7,000	13,710,756	0.55
Baidu Inc ADR		US\$	550	12,820,790	0.51
China International Capital Corp Ltd Class H		HKD	102,400	28,065,250	1.12
China Life Insurance Company Ltd Class H		HKD	45,000	9,995,583	0.40
China Resources Cement Holdings Ltd		HKD	80,000	9,513,987	0.38
China Vanke Co Ltd Class H		HKD	27,100	10,349,690	0.41
CITIC Securities Co Ltd Class H		HKD	30,000	7,893,688	0.32
JD.com Inc Class A		HKD	6,250	26,221,030	1.05
NetEase Inc		HKD	6,500	15,989,563	0.64
Ping An Insurance Group Co of China Ltd Class H		HKD	12,000	14,313,102	0.57
Tencent Holdings Ltd		HKD	5,300	46,361,028	1.86
				<b>240,845,497</b>	<b>9.63</b>

### 香港 (2020年 : 0.98%)

AIA Group Ltd		HKD	15,800	21,940,298	0.88
				<b>21,940,298</b>	<b>0.88</b>

### インド (2020年 : 1.99%)

Axis Bank Ltd GDR		US\$	3,157	16,421,720	0.66
ICICI Bank Ltd ADR		US\$	19,191	33,944,868	1.36
Infosys Ltd ADR		US\$	11,286	22,467,128	0.90
Reliance Industries Ltd GDR		US\$	3,385	19,859,423	0.79
				<b>92,693,139</b>	<b>3.71</b>

### インドネシア (2020年 : 0.14%)

Bank Central Asia Tbk PT		IDR	70,000	16,923,699	0.68
				<b>16,923,699</b>	<b>0.68</b>

### メキシコ (2020年 : 1.05%)

Grupo Mexico SAB de CV Series B		MXN	44,914	22,911,549	0.91
Wal-Mart de Mexico		MXN	49,300	17,677,268	0.71
				<b>40,588,817</b>	<b>1.62</b>

### パナマ (2020年 : 0.00%)

Copa Holdings SA Class A		US\$	889	8,475,941	0.34
				<b>8,475,941</b>	<b>0.34</b>

### ロシア (2020年 : 0.38%)

LUKOIL PJSC ADR		US\$	869	7,323,397	0.29
Sberbank of Russia PJSC		RUB	19,130	8,266,786	0.33
				<b>15,590,183</b>	<b>0.62</b>

### 南アフリカ (2020年 : 0.00%)

Anglo American Platinum Ltd		ZAR	1,116	16,788,288	0.67
AngloGold Ashanti Ltd		ZAR	3,277	7,419,967	0.30
Naspers Ltd Class N		ZAR	807	20,203,060	0.81
				<b>44,411,315</b>	<b>1.78</b>

### 韓国 (2020年 : 3.15%)

Hyundai Motor Co		KRW	772	16,045,346	0.64
LG Chem Ltd		KRW	87	7,949,340	0.32

LG Household & Health Care Ltd	KRW	46	6,940,526	0.28
Samsung Electronics Co - Pref	KRW	1,640	11,785,384	0.47
Samsung Electronics Co Ltd	KRW	4,662	37,249,959	1.49
Shinhan Financial Group Ltd	KRW	7,366	28,886,015	1.15
SK Hynix Inc	KRW	2,508	31,472,658	1.26
			<b>140,329,228</b>	<b>5.61</b>
<b>台湾 (2020年 : 3.11%)</b>				
Globalwafers Co Ltd	TWD	4,000	13,507,161	0.54
Hon Hai Precision Industry Co	TWD	43,000	19,494,710	0.78
MediaTek Inc	TWD	10,000	46,313,616	1.85
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	TWD	31,314	73,431,117	2.94
Vanguard International Semiconductor Corp	TWD	27,000	12,610,201	0.50
			<b>165,356,805</b>	<b>6.61</b>
<b>株式合計</b>			<b>815,217,175</b>	<b>32.60</b>
<b>公的な証券市場に上場している有価証券合計</b>			<b>1,859,090,429</b>	<b>74.35</b>
<b>投資合計</b>			<b>1,859,090,429</b>	<b>74.35</b>

アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド  
 監査済財務諸表（2021年4月30日に終了した年度）  
 財務諸表に対する注記-投資明細表  
 2021年4月30日現在

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	決済日	取引相手	未実現（損） 益（円）	純資産 に占め る割合 （%）
外国為替先渡契約							
BRL	2,901,868	US\$	510,558	04/05/2021	Barclays	2,886,193	0.12
BRL	277,870	US\$	50,000	04/05/2021	Deutsche Bank	155,192	0.01
BRL	3,179,738	US\$	583,005	02/06/2021	JPMorgan	436,724	0.02
CLP	145,656,854	US\$	204,833	30/07/2021	Morgan Stanley	(34,630)	-
CNH	3,228,539	US\$	496,531	12/05/2021	HSBC	281,420	0.01
CNH	1,867,276	US\$	285,993	16/06/2021	HSBC	213,792	0.01
CNH	3,228,539	US\$	496,187	11/08/2021	HSBC	(43,173)	-
COP	1,129,744,165	US\$	308,867	30/07/2021	BNP Paribas	(831,624)	(0.03)
CZK	2,952,369	US\$	138,372	28/05/2021	JP Morgan	(65,218)	-
CZK	1,068,295	US\$	48,157	30/06/2021	BNP Paribas	185,186	0.01
CZK	867,138	US\$	40,487	30/07/2021	BNP Paribas	(1,922)	-
EGP	668,300	US\$	41,000	25/05/2021	HSBC	161,053	0.01
EGP	146,880	US\$	9,000	01/06/2021	Bank of America	34,954	-
EGP	146,880	US\$	9,000	01/06/2021	HSBC	34,954	-
EGP	195,840	US\$	12,000	02/06/2021	Bank of America	46,293	-
EGP	238,400	US\$	15,000	28/06/2021	HSBC	3,243	-
EGP	95,400	US\$	6,000	28/06/2021	Morgan Stanley	1,572	-
EGP	111,269	US\$	7,000	29/06/2021	Bank of America	1,432	-
EGP	517,700	US\$	31,000	25/08/2021	HSBC	123,916	-
EGP	301,050	US\$	18,000	01/09/2021	HSBC	71,089	-
HUF	47,743,358	US\$	161,521	28/05/2021	Barclays	(141,886)	(0.01)
HUF	15,442,992	US\$	51,264	30/06/2021	BNP Paribas Standard	58,425	-
IDR	7,753,925,295	US\$	526,798	30/07/2021	Chartered	525,897	0.02
INR	2,858,630	US\$	38,000	28/05/2021	HSBC	50,169	-
INR	1,425,000	US\$	19,000	28/05/2021	JP Morgan	18,755	-
KRW	17,869,744	US\$	16,004	12/05/2021	Deutsche Bank	5,688	-
KRW	27,749,456	US\$	24,439	12/05/2021	HSBC	53,820	-
KRW	1,364,724	US\$	1,202	16/06/2021	BNP Paribas	2,372	-
KRW	42,284,426	US\$	37,689	16/06/2021	Deutsche Bank	26,114	-
MXN	7,368,152	US\$	367,425	30/07/2021	Deutsche Bank	(639,544)	(0.03)
MYR	728,539	US\$	179,682	28/05/2021	Deutsche Bank Standard	(181,319)	(0.01)
MYR	80,000	US\$	19,742	28/05/2021	Chartered	(21,185)	-
PEN	220,041	US\$	58,212	04/08/2021	Credit Suisse	(29,524)	-
PHP	430,111	US\$	8,830	28/05/2021	JP Morgan	6,844	-
PLN	257,431	US\$	69,564	28/05/2021	BNP Paribas	(146,458)	(0.01)
PLN	170,535	US\$	43,568	30/06/2021	Morgan Stanley	178,191	0.01
PLN	1,305,642	US\$	345,154	30/07/2021	Barclays	106,025	-
RON	236,256	US\$	58,590	28/05/2021	BNP Paribas	(84,731)	-
RON	404,321	US\$	98,442	30/06/2021	HSBC	40,248	-
RUB	6,716,256	US\$	90,112	28/05/2021	Deutsche Bank	(93,489)	-
RUB	1,074,791	US\$	14,260	28/05/2021	HSBC	2,537	-
RUB	35,755,313	US\$	473,941	30/06/2021	Barclays	(114,374)	-
RUB	3,610,427	US\$	47,760	30/07/2021	JP Morgan	(23,304)	-
THB	5,610,000	US\$	186,704	28/05/2021	Deutsche Bank	(720,478)	(0.03)
THB	687,000	US\$	21,964	30/06/2021	Deutsche Bank	9,462	-
THB	2,029,818	US\$	65,222	30/06/2021	HSBC Standard	(7,723)	-
THB	2,029,818	US\$	65,435	30/06/2021	Chartered	(30,938)	-
THB	1,143,067	US\$	36,286	30/07/2021	HSBC	43,562	-
THB	1,290,000	US\$	41,047	30/07/2021	JP Morgan	38,612	-

TRY	834,659	US\$	99,781	28/05/2021	Standard Chartered	(56,557)	-
US\$	584,242	BRL	3,179,738	04/05/2021	JP Morgan	(458,650)	(0.02)
US\$	499,357	CNH	3,228,539	12/05/2021	HSBC	26,720	-
US\$	26,930	CZK	598,317	28/05/2021	Bank of America	(108,016)	-
US\$	6,000	EGP	98,100	28/06/2021	Barclays	(20,125)	-
US\$	12,000	EGP	195,750	28/06/2021	HSBC	(37,159)	-
US\$	6,000	EGP	97,590	29/06/2021	Bank of America	(16,457)	-
US\$	12,000	EGP	195,150	29/06/2021	HSBC	(32,708)	-
US\$	123,575	EUR	104,060	19/05/2021	BNP Paribas	(229,512)	(0.01)
US\$	123,661	EUR	104,060	19/05/2021	Deutsche Bank	(220,143)	(0.01)
US\$	40,000	KRW	45,619,200	12/05/2021	Standard Chartered	(107,762)	-
US\$	38,449	KRW	43,649,150	16/06/2021	HSBC	(76,680)	-
US\$	19,750	MXN	401,349	30/07/2021	Bank of America	6,080	-
US\$	45,250	MXN	910,883	30/07/2021	Santander	60,254	-
US\$	24,930	ZAR	358,543	28/05/2021	Bank of America	22,063	-
ZAR	5,625,691	US\$	392,385	28/05/2021	Standard Chartered	(479,494)	(0.02)
外国為替先渡契約に係る未実現利益 (2020年: 0.46%)						5,918,851	0.22
外国為替先渡契約に係る未実現損失 (2020年: (0.45%))						(5,054,783)	(0.18)
外国為替先渡契約に係る未実現純利益合計 (2020年: 0.01%)						864,068	0.04
投資および外国為替先渡契約合計 (2020年: 75.71%)						1,859,954,497	74.39

	市場価格 (円)	純資産に占める割合 (%)
現金および現金同等物 (2020年: 20.62%)	728,067,719	29.12
その他の資産、資本および負債 (2020年: 3.67%)	(87,701,620)	(3.51)
<b>純資産*</b>	<b>2,500,320,596</b>	<b>100.00</b>
<b>信用格付別債券内訳**</b>	<b>市場価格 (円)</b>	
投資適格	387,867,934	
投資適格未満	649,178,780	
無格付	6,826,540	
	<b>1,043,873,254</b>	

\* 財務諸表に対する注記-投資明細表において、「純資産」とは投資者に帰属する純資産をいいます。

\*\* S&P、ムーディーズ、およびフィッチによる投資格付けを比較し、3社のうち最も高い格付けを当該証券の格付けとして採用した。この格付けに基づいて投資先が投資適格または投資適格未満のいずれであるかを判断しました。この分析は上場債券のみを対象としています。

アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド  
 監査済財務諸表（2021年4月30日に終了した年度）  
 トータル・リターン計算書  
 2021年4月30日に終了した会計年度

	(円)	2021年(円)
利益		
純キャピタル・ゲイン／(ロス)		627,868,853
収益	83,958,515	
費用	(175,947,065)	
<b>税引前純利益（損失）</b>	<b>(91,988,550)</b>	
税金	(2,114,354)	
<b>税引後純利益（損失）</b>		<b>(94,102,904)</b>
トータル・リターン／(ロス)（分配金控除前）		533,765,949
分配金		(33,200,000)
<b>投資活動による投資者に帰属する純資産変動額</b>		<b>500,565,949</b>

上記の結果はファンドの継続的事業に関係しています。投資活動による投資者に帰属する純資産変動額に含まれないいかなる収益または費用も発生していません。

投資者に帰属する純資産変動計算書  
 2021年4月30日に終了した会計年度

	2021年(円)
期首現在の投資家に帰属する純資産	2,321,743,677
証券発行に係る受取代金	19,757,842
証券買戻しに係る支払代金	(341,746,872)
投資活動による投資者に帰属する純資産変動額	500,565,949
<b>期末現在の投資者に帰属する純資産</b>	<b>2,500,320,596</b>

添付の注記参照

アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド  
 監査済財務諸表（2021年4月30日に終了した年度）  
 貸借対照表  
 2021年4月30日現在

	2021年（円）
<b>流動資産</b>	
純損益を通じて公正価値評価される投資ポートフォリオ	1,859,090,429
現金および現金同等物	728,067,719
ブローカーからの未収金	27,274,199
債権	36,730,814
外国為替先渡契約に係る未実現利益	5,918,851
<b>資産合計</b>	<u><u>2,657,082,012</u></u>
<b>流動負債</b>	
債務	
－その他債務	(151,706,393)
外国為替先渡契約に係る未実現損失	(5,054,783)
<b>負債合計（投資者に帰属する純資産を除く）</b>	<u><u>(156,761,176)</u></u>
<b>資本</b>	
経営者持分	(240)
<b>資本合計</b>	<u><u>(240)</u></u>
<b>投資者に帰属する純資産</b>	<u><u>2,500,320,596</u></u>

添付の注記参照

アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド  
監査済財務諸表（2021年4月30日に終了した年度）  
財務諸表に対する注記  
2021年4月30日に終了した会計年度

## 主要な会計方針

以下の会計方針は、ファンドの財務諸表に関する項目を処理する際に常に適用されています。財務諸表は真正かつ公正な見解を示しており、適用される法規、財務報告基準 102「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」（「FRS 102」）を含む英国の会計基準、2008年ガーンジー島会社法、ならびに2013年認定集団投資スキーム（クラス B）規則に準拠して作成されています。取締役が採用した主要な会計方針は、以下に示されています。

## 会計基準

財務諸表は、当会計年度中に計算した最新（2021年4月30日）の純資産価額（「NAV」）に基づいて日本円（「JPY」）で表示されています。

2021年4月30日に終了した年度の財務諸表の作成に際して、FRS 102 および 2014年5月に現在インベストメント・アソシエーションとして知られているインベストメント・マネジメント・アソシエーションが発行し、2017年に修正した「英国公認ファンドの財務諸表」に関する実務勧告書（「SORP」）の要件を適用し、本財務諸表はFRS 102 および SORP の双方に準拠しています。

2022年6月17日に行われることが予想される全額解約後取締役はファンドを清算する予定です。したがって、財務諸表は清算価額ベースで作成されています。清算費用は未定です。2021年4月30日現在、いかなる潜在的清算手数も見越し計上されていません。

## 収益

債券に係る受取利息および銀行利息は、実効金利ベースで計上されています。受取配当金は配当落ちベースで計上されており、源泉徴収税は控除されていません。

アッシュモア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド（「AIAL」）（「投資マネージャー」）が発生基準による収益認識が適切であるとみなさない限り、不稼働資産、現物払い有価証券（「PIK」）および利益参加型ノート付きPIK（「PIK/PPN」）に係る受取利息は、受領時に計上されます。

他の集団投資スキームへの投資に係る手数料のリベートは発生基準で収益に計上されています。ただし、原ファンドが手数料を資本から控除する方針である場合、手数料のリベートは投資ファンド内の資本払戻金として計上されています。収入はすべて、源泉徴収税を含む総額で表示されています。税務上の影響は課税額に表示されています。

## 費用

別途記載のない限り、費用は発生基準で計上されています。

インドの税金は（該当する場合）受取額基準で計上されています。

## 金融資産および負債

ファンドは、IFRS 第9号「金融商品」の認識および測定に係る規定と、FRS 102の金融商品の開示のみに係る要件を適用しています。

取締役はファンドの純資産価額および投資証券 1 口当たり純資産価額の計算の責任を、ノーザン・トラスト・インターナショナル・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（ガーンジー）・リミテッド（「管理事務代行会社」）に委譲しています。定款に準拠する評価はすべての投資家に対して拘束力を有します。

投資は約定日基準で計上されています。また、投資は公正価値で計上されており、ロンドン、ガーンジー、東京およびニューヨークの銀行が通常の銀行業務のために開店している任意の営業日（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）のガーンジー島時間午後 3 時 30 分に評価されています。

金融商品の公正価値は、下記のファンドの評価方針に従って決定されています。金融商品の公正価値は、報告日において入手可能な場合、取引市場価格に基づいたものであり、それは将来の推定売却費用を一切控除していません。可能な場合、債券はビッド価格で評価されており、株式はミッド価格で評価されています。上場ファンドに対する投資は、関連するファンドの最新の公表済純資産価額で評価されています。取引市場価格が入手できないファンドの資産は、管理事務代行会社が慎重かつ誠実に、利用可能な情報に基づく推定実現価値により評価します。管理事務代行会社は評価の作成時に、承認取得者が提供する情報に依拠することができます。これは、取締役が適格とみなし、ノーザン・トラスト（ガーンジー）リミテッド（「保管会社」）の承認を受けた者です。承認取得者には、特定のブローカーや、投資マネージャーの価格決定方法および評価委員会（「PMVC」）が含まれる場合があります。承認取得者が投資の公正価値を表すものとしてファンドに通知した価格または方法は、明らかな誤りのない、確定的なものでなければなりません。金融商品の評価を含む公正価値測定に関する詳細情報は、注記 17 に記載されています。

対象事業体への投資は特別目的ビークル（「SPV」）を通じて行われることがあります。当該投資の名目的保有は、対象投資の持分ではなく SPV に対するファンドの持分を反映しています。当該ポジションの評価は、ルック・スルー方式で行われています。

債権および債務の帳簿価額は満期までの期間が短いため、公正価値の近似値であると想定されています。

現金および現金同等物は、カストディアンに当座預金で構成され、償却原価で評価されています。ブローカーに対する債権は現金担保残高で構成され、これも償却原価で評価されています。

未収収益、未払費用、決済待ちの投資の売却、決済待ちの投資の購入、ならびにその他の債権および債務は、名目金額で評価されています。

インベストメント・アソシエーションが 2014 年 5 月に発行した SORP の要件に基づき、投資対象の取得に関連する取引費用は純キャピタル・ゲイン／（ロス）に含まれています。

ファンドは、金融資産からのキャッシュフローに対する契約上の権利が失効または決済された時点で金融資産の認識を中止しています。金融負債は、契約に明記されている債務が返済、解約されまたは失効した場合に認識が中止されます。

## 金融商品による純損益

投資の取得原価と投資の売却による受取金との差額は、トータル・リターン計算書における純キャピタル・ゲイン／（ロス）に含まれています。投資の売却に係る実現損益は、先入先出法（「FIFO」）を用いて計算します。

金融商品（すなわち、投資およびデリバティブ商品）の公正価値の変動から発生する損益は、それが発生した年度のトータル・リターン計算書における「純キャピタル・ゲイン／（ロス）」に含まれており、未実現または実現である可能性があります。未実現損益は、該当年度の未実現の投資の公正価値の変動額と、報告年度において実現した投資に係る過年度の未実現損益の戻入れとで構成されています。

## 外貨

外貨建て取引は、取引日の為替レートで換算されています。

外貨建ての金融資産・負債は、貸借対照表日の最終為替レートで日本円に換算されています。金融資産・負債の売却または決済に係る実現損益の換算により生じる為替換算差額は、トータル・リターン計算書における純キャピタル・ゲイン／(ロス) に計上されています。

公正価値で評価される外貨建ての非金融資産・負債は、評価が決定される日の為替レートで日本円に換算されています。投資および金融デリバティブ商品に係る為替換算差額は、トータル・リターン計算書における純キャピタル・ゲイン／(ロス) に含まれています。

## 機能通貨および表示通貨

ファンドの財務諸表に含まれる項目は、ファンドが事業活動を行う主たる経済環境の通貨を使用して測定されています（以下、「機能通貨」といいます。）。ファンドの機能通貨は、ファンドの証券がかかる通貨で募集され、ファンドのパフォーマンスがかかる通貨で測定される事実を反映しています。ファンドの機能通貨および表示通貨は日本円（JPY）です。

## 外国為替先渡契約

外国為替先渡契約では、特定の通貨を将来のある特定の日に、契約時に定めた価格で売買することを義務付けられています。外国為替先渡契約は、評価日に金額および満期が同一の新たな先渡契約が締結できる先渡価格を参照して評価されています。未決済の外国為替先渡契約の未実現損益は、契約価格とこの先渡価格との差額として算出されています。外国為替先渡契約はファンド全体の為替リスクをヘッジするために締結されています。外国為替先渡契約の未実現損益は、トータル・リターン計算書に計上されています。

## 分配方針

ファンドのすべてまたは実質的にすべての配当、利息、その他収益は、ファンドのすべての手数料およびその他費用を控除した後、四半期毎に分配されます。

## 証券

ファンドが発行した証券は、解約日時点でのファンドの純資産に対する投資家の持分に比例した価格での解約請求権を投資家に付与しています。証券では、解約額の現在価値に対して金融負債が生じます。

## 資本

経営者が保有する証券（以下、「経営者持分」といいます。）は、経営者またはアソシエイトに対してのみ発行されます。経営者持分には以下の権利が付いています。

### (i) 議決権

証券が発行されていない場合のみ、経営者持分に議決権があります。

### (ii) 分配金および清算時の資産の分配

経営者持分は分配金に対していかなる権利も持たず、ファンド清算時の資産に対していかなる権利も持ちません。

### (iii) 経営者持分の買戻しは行われません。

## 重要な会計上の判断および見積りの不確実性

ファンドは、将来に関する見積りと仮定を行っています。定義上、その結果生じた会計上の見積りが実際の結果と一致することはほとんどありません。翌会計年度に資産および負債の帳簿価額に重大な調整が必

要となるような重大なリスクを伴う見積りおよび仮定は、主に値付けが困難な資産の評価に関連しています。こうした資産は、注記 17 に詳述しているファンドの評価方針に従って評価されています。ファンドが行わなければならない主要な判断は、使用された評価方法およびその評価方法に対するインプットの選定に関連しています。

財務諸表の作成に当たり、ファンドは資産および負債の報告金額、財務諸表日現在の偶発資産および負債の開示、ならびに会計年度中の収益および費用の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要があります。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もあります。見積りおよびその基礎となる仮定は継続的に見直されます。会計上の見積りに対する修正は、当該見積りが修正された会計年度にのみ影響を与える場合は当該会計年度において認識され、当該修正が当該修正の年度および将来の年度の両方に影響を与える場合は当該年度および将来の年度において認識されます。

## 偶発資産

偶発資産は財務諸表において認識されませんが、経済的利益の流入の可能性が高いものの実質的に確実でない場合、財務諸表に対する注記において開示されます。2021 年 4 月 30 日および 2020 年 4 月 30 日現在の偶発資産に関する詳細情報は、注記 20 に記載されています。

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2021年6月17日現在	2021年12月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	434,058,574	406,014,960
流動資産合計	434,058,574	406,014,960
資産合計	434,058,574	406,014,960
負債の部		
流動負債		
未払解約金	384	186,071
未払利息	189	218
流動負債合計	573	186,289
負債合計	573	186,289
純資産の部		
元本等		
元本	427,280,488	399,527,682
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	6,777,513	6,300,989
元本等合計	434,058,001	405,828,671
純資産合計	434,058,001	405,828,671
負債純資産合計	434,058,574	406,014,960

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

		2021年6月17日現在	2021年12月17日現在
1.	期首	2020年12月18日	2021年6月18日
	期首元本額	537,272,603円	427,280,488円
	期首からの追加設定元本額	4,701,965円	4,794,339円
	期首からの一部解約元本額	114,694,080円	32,547,145円
	元本の内訳 ※		
	上場インデックスファンド中国A株(パンダ) E F u n d C S I 3 0 0	198,295円	198,295円
	上場インデックスファンド海外債券(F T S E W G B I) 毎月分配型	19,740円	19,740円
	高金利先進国債券オープン(毎月分配型)	8,820,167円	7,332,280円
	世界銀行債券ファンド(毎月分配型)	10,996,899円	9,845,704円
	高金利先進国債券オープン(資産成長型)	690,282円	594,073円
	資源ファンド(株式と通貨) ブラジルリアル・コース	5,343,847円	5,343,847円
	資源ファンド(株式と通貨) 南アフリカランド・コース	3,906,247円	3,001,867円
	資源ファンド(株式と通貨) オーストラリアドル・コース	1,427,935円	1,425,003円
	グローバル3倍3分法ファンド(1年決算型)	214,857,306円	209,262,136円
	グローバル3倍3分法ファンド(隔月分配型)	123,959,480円	112,337,158円
	グローバル3倍3分法(適格機関投資家専用)	12,797円	1,960,016円
	グローバル3倍3分法オープン(適格機関投資家専用)	－円	461,854円
	日興・G S 世界ソブリン・ファンド(毎月分配型)	7,530,236円	7,350,301円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(米ドルコース)	15,973,260円	15,473,583円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)	4,005,972円	3,683,509円
	日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド	2,490,721円	2,181,467円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型(米ドルコース)	1,418,121円	1,375,049円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)	2,658,926円	2,223,737円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(南アフリカランドコース)	695,775円	548,722円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(トルコリラコース)	19,653,762円	12,475,528円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(メキシコペソコース)	760,747円	654,728円
	日興・世界ソブリン・ファンド V A (適格機関投資家転売制限付)	600,839円	580,609円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドネシアルピアコース)	268,311円	263,301円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(インドルピーコース)	990,823円	935,175円
	計	427,280,488円	399,527,682円
2.	受益権の総数	427,280,488口	399,527,682口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2020 年 12 月 18 日 至 2021 年 6 月 17 日	自 2021 年 6 月 18 日 至 2021 年 12 月 17 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

	2021 年 6 月 17 日現在	2021 年 12 月 17 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

### (1口当たり情報)

2021 年 6 月 17 日現在		2021 年 12 月 17 日現在	
1口当たり純資産額	1.0159 円	1口当たり純資産額	1.0158 円
(1万円当たり純資産額)	(10,159 円)	(1万円当たり純資産額)	(10,158 円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年12月30日現在です。

### 【日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	2,251,320,205円
II 負債総額	4,943,479円
III 純資産総額 (I - II)	2,246,376,726円
IV 発行済口数	2,444,801,717口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.9188円

(参考)

### マネー・オープン・マザーファンド

#### 純資産額計算書

I 資産総額	401,066,497円
II 負債総額	36円
III 純資産総額 (I - II)	401,066,461円
IV 発行済口数	394,841,669口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.0158円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

2021年12月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の意思決定機関（2021年12月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

###### (3) 運用の意思決定プロセス（2021年12月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスクや流動性リスクの管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2021年12月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	876	261,453
株式投資信託	807	225,128
単位型	303	11,307
追加型	504	213,820
公社債投資信託	69	36,325
単位型	56	2,102
追加型	13	34,223

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第62期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第63期中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2021年6月11日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 貞 廣 篤 典  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な

不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2021年12月3日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 上 和 彦

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 61 期 (2020 年 3 月 31 日)		第 62 期 (2021 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		24,591		24,698
有価証券		19		17
前払費用		603		785
未収入金		14		225
未収委託者報酬		16,912		24,738
未収収益	※3	1,412	※3	891
関係会社短期貸付金		2,371		2,403
立替金		1,437		930
その他	※2	1,316	※2	361
流動資産合計		48,679		55,053
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	182	※1	245
器具備品	※1	135	※1	190
有形固定資産合計		318		436
無形固定資産				
ソフトウェア		120		241
無形固定資産合計		120		241
投資その他の資産				
投資有価証券		17,826		22,903
関係会社株式		25,769		25,987
長期差入保証金		484		678
繰延税金資産		2,022		1,845
投資その他の資産合計		46,102		51,414
固定資産合計		46,540		52,092
資産合計		95,220		107,145

(単位：百万円)

	第 61 期 (2020 年 3 月 31 日)	第 62 期 (2021 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	554	844
未払金	5,881	9,834
未払収益分配金	8	8
未払償還金	71	71
未払手数料	5,202	8,956
その他未払金	599	798
未払費用	※3 4,289	※3 4,660
未払法人税等	1,439	1,090
未払消費税等	※4 746	※4 775
賞与引当金	2,718	3,034
役員賞与引当金	55	55
その他	42	643
流動負債合計	15,726	20,938
固定負債		
退職給付引当金	1,395	1,456
賞与引当金	—	156
その他	695	544
固定負債合計	2,091	2,157
負債合計	17,818	23,095
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	55,395	61,956
利益剰余金合計	55,395	61,956
自己株式	△905	△2,067
株主資本合計	77,073	82,472
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△60	1,461
繰延ヘッジ損益	389	115
評価・換算差額等合計	329	1,577
純資産合計	77,402	84,049
負債純資産合計	95,220	107,145

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)	第 62 期 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	74,265	78,975
その他営業収益	2,994	3,973
営業収益合計	77,259	82,948
営業費用		
支払手数料	31,322	34,050
広告宣伝費	953	953
公告費	2	1
調査費	17,275	17,813
調査費	920	966
委託調査費	16,333	16,825
図書費	21	22
委託計算費	534	545
営業雑経費	1,058	1,053
通信費	116	174
印刷費	337	331
協会費	52	51
諸会費	10	11
その他	541	483
営業費用計	51,148	54,419
一般管理費		
給料	9,857	10,383
役員報酬	360	243
役員賞与引当金繰入額	55	55
給料・手当	6,675	6,766
賞与	64	159
賞与引当金繰入額	2,702	3,158
交際費	92	14
寄付金	29	30
旅費交通費	420	57
租税公課	440	485
不動産賃借料	901	939
退職給付費用	387	388
退職金	82	10
固定資産減価償却費	118	138
福利費	1,014	1,084
諸経費	3,229	4,286
一般管理費計	16,573	17,817
営業利益	9,538	10,711

(単位：百万円)

	第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)		第 62 期 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		99		75
受取配当金	※ 1	4,881	※ 1	2,555
有価証券償還益		—		14
デリバティブ収益		223		—
時効成立分配金・償還金		1		1
為替差益		5		—
その他		145		62
営業外収益合計		5,357		2,710
営業外費用				
支払利息		185		122
有価証券償還損		0		—
デリバティブ費用		—		804
時効成立後支払分配金・償還金		1		25
為替差損		—		59
その他		12		42
営業外費用合計		199		1,054
経常利益		14,695		12,367
特別利益				
投資有価証券売却益		164		774
その他		—		0
特別利益合計		164		774
特別損失				
投資有価証券売却損		19		237
投資有価証券評価損		21		5
固定資産処分損		0		0
役員退職一時金		—		125
特別損失合計		41		369
税引前当期純利益		14,818		12,773
法人税、住民税及び事業税		3,307		3,722
法人税等調整額		45		△373
法人税等合計		3,353		3,348
当期純利益		11,465		9,424

## (3)【株主資本等変動計算書】

第61期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891
当期変動額							
剰余金の配当				△3,212	△3,212		△3,212
当期純利益				11,465	11,465		11,465
自己株式の取得						△71	△71
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	8,252	8,252	△71	8,181
当期末残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	493	185	679	69,571
当期変動額				
剰余金の配当				△3,212
当期純利益				11,465
自己株式の取得				△71
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△553	204	△349	△349
当期変動額合計	△553	204	△349	7,831
当期末残高	△60	389	329	77,402

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073
当期変動額							
剰余金の配当				△2,862	△2,862		△2,862
当期純利益				9,424	9,424		9,424
自己株式の取得						△1,161	△1,161
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	6,561	6,561	△1,161	5,399
当期末残高	17,363	5,220	5,220	61,956	61,956	△2,067	82,472

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	△60	389	329	77,402
当期変動額				
剰余金の配当				△2,862
当期純利益				9,424
自己株式の取得				△1,161
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,521	△273	1,247	1,247
当期変動額合計	1,521	△273	1,247	6,647
当期末残高	1,461	115	1,577	84,049

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 62 期 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>				
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(2) デリバティブ 時価法</p>				
3 引当金の計上基準	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">3 年～15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">3 年～20 年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
4 ヘッジ会計の方法	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>				
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>				
	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p>				

(未適用の会計基準等)

- ・ 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日)
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1 : 顧客との契約を識別する。

ステップ 2 : 契約における履行義務を識別する。

ステップ 3 : 取引価格を算定する。

ステップ 4 : 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5 : 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準の適用による影響は軽微であります。

## (貸借対照表関係)

第 61 期 (2020 年 3 月 31 日)	第 62 期 (2021 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,311 百万円 器具備品 707 百万円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,349 百万円 器具備品 764 百万円
※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。	※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。
※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。 (流動資産) 未収収益 151 百万円 (流動負債) 未払費用 623 百万円	※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。 (流動資産) 未収収益 257 百万円 (流動負債) 未払費用 1,247 百万円
※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。	※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。
※ 5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd が ロンドン ウォール リミテッド パートナーシップ に支払うオフィス賃借料等の債務 365 百万円に対し て保証を行っております。	

## (損益計算書関係)

第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)	第 62 期 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 4,849 百万円	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 2,498 百万円

## (株主資本等変動計算書関係)

第61期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,365,700	88,800	—	1,454,500

## (変動事由の概要)

2019年8月13日の取締役会決議による自己株式の取得 88,800株

## 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,171,500	—	1,171,500	—	—
2009年度 ストックオプション(2)	普通株式	75,900	—	75,900	—	—
2011年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,055,900	—	871,200	1,184,700	—
2016年度 ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	—	2,272,000	1,346,000	—
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	3,811,000	—	1,417,000	2,394,000	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,356,000	—	1,417,000	2,939,000	—
合計		15,088,300	—	7,224,600	7,863,700	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2011年度ストックオプション(1)1,184,700株、2016年度ストックオプション(1)881,000株及び2016年度ストックオプション(2)804,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)465,000株、2016年度ストックオプション(2)1,590,000株及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日 取締役会	普通株式	3,212	16.42	2019年3月31日	2019年6月24日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,862	14.64	2020年3月31日	2020年7月1日

第 62 期（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,454,500	1,405,500	—	2,860,000

(変動事由の概要)

2020 年 3 月 25 日の取締役会決議による自己株式の取得 594,300 株  
 2020 年 7 月 17 日の取締役会決議による自己株式の取得 811,200 株

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2011 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,184,700	—	752,400	432,300	—
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,346,000	—	330,000	1,016,000	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	2,394,000	—	622,000	1,772,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,939,000	—	332,000	2,607,000	—
合計		7,863,700	—	2,036,400	5,827,300	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2011 年度ストックオプション(1)432,300 株、2016 年度ストックオプション(1)1,016,000 株、2016 年度ストックオプション(2)1,088,000 株及び 2017 年度ストックオプション 874,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016 年度ストックオプション(2)684,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)1,733,000 株は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1 株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020 年 6 月 12 日 取締役会	普通株式	2,862	14.64	2020 年 3 月 31 日	2020 年 7 月 1 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1 株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,191	26.74	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 29 日

(リース取引関係)

第61期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第62期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 912百万円 1年超 6,148百万円 合計 7,060百万円	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 911百万円 1年超 5,236百万円 合計 6,148百万円

(金融商品関係)

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	24,591	24,591	—
(2) 未収委託者報酬	16,912	16,912	—
(3) 未収収益	1,412	1,412	—
(4) 関係会社短期貸付金	2,371	2,371	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	17,828	17,828	—
(6) 未払金	(5,881)	(5,881)	—
(7) 未払費用	(4,289)	(4,289)	—
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	167	167	—
デリバティブ取引計	142	142	—

(※1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係) 注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち15百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、41百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち167百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額22,876百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	24,591	—	—	—
未収委託者報酬	16,912	—	—	—
未収収益	1,412	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 投資信託	19	149	8,709	29
合計	42,936	149	8,709	29

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

#### ② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

#### ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	24,698	24,698	—
(2) 未収委託者報酬	24,738	24,738	—
(3) 未収収益	891	891	—
(4) 関係会社短期貸付金	2,403	2,403	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	22,905	22,905	—
(6) 未払金	(9,834)	(9,834)	—
(7) 未払費用	(4,660)	(4,660)	—
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(188)	(188)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(453)	(453)	—
デリバティブ取引計	(642)	(642)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係) 注記を参照ください。なお、上記金額は貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額 23,094 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	24,698	—	—	—
未収委託者報酬	24,738	—	—	—
未収収益	891	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 投資信託	17	812	10,348	20
合計	50,346	812	10,348	20

(有価証券関係)

第61期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	5,381	4,912	469
	小計	5,381	4,912	469
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	12,447	13,003	△556
	小計	12,447	13,003	△556
合計		17,828	17,915	△86

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度において、有価証券について21百万円(その他有価証券の投資信託)減損処理を行っております。
- 2 非上場株式等(貸借対照表計上額 16百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,230	164	19
合計	2,230	164	19

第 62 期(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	23,094
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	16,914	14,476	2,438
	小計	16,914	14,476	2,438
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	5,990	6,322	△332
	小計	5,990	6,322	△332
合計		22,905	20,799	2,105

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度において、有価証券について 5 百万円（その他有価証券の投資信託）減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	5,735	774	237
合計	5,735	774	237

(デリバティブ取引関係)

第 61 期(2020 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	1,913	—	△41	△41
	買建	—	—	—	—
合計		1,913	—	△41	△41

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	1,808	—	15	15
合計		1,808	—	15	15

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		3,427	—	20
	豪ドル		48	—	9
	シンガポール ドル		944	—	58
	香港ドル		529	—	2
	人民元		2,017	—	76
	ユーロ		70	—	1
合計			7,038	—	167

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 62 期(2021 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,670	—	△75	△75
	買建	—	—	—	—
合計		2,670	—	△75	△75

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	1,713	—	△112	△112
合計		1,713	—	△112	△112

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		4,620	—	△273
	香港ドル		862	—	△57
	人民元		1,684	—	△117
	ユーロ	180	—	△5	
合計			7,347	—	△453

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (持分法損益等)

第 61 期 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)	第 62 期 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,002	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,010
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 10,485	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 12,258
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,631	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,751

## (退職給付関係)

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,411
勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の発生額	△31
退職給付の支払額	△164
退職給付債務の期末残高	1,363

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,363
未積立退職給付債務	1,363
未認識数理計算上の差異	31
貸借対照表に計上された負債の額	1,395
退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の費用処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用	154

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.2%

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、233 百万円でありました。

第62期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

退職給付債務の期首残高	1,363
勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	6
退職給付の支払額	△86
退職給付債務の期末残高	1,429

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,429
未積立退職給付債務	1,429
未認識数理計算上の差異	27
貸借対照表に計上された負債の額	1,456

退職給付引当金	1,456
貸借対照表に計上された負債の額	1,456

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	2
確定給付制度に係る退職給付費用	147

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.2%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、240百万円でありました。

## (ストックオプション等関係)

第61期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

## (1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	2010年2月8日	2010年8月20日
権利確定条件	2012年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年1月22日から 2020年1月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 6,101,700株	普通株式 4,437,000株
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定条件	2013年10月7日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年7月15日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月7日から 2021年10月6日まで	2018年7月15日から 2026年7月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,409,000株	普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ① ストックオプション(新株予約権)の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年2月8日	2010年8月20日
権利確定前(株)		
期首	1,171,500	75,900
付与	0	0
失効	1,171,500	75,900
権利確定	0	0
権利未確定残	—	—
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定前(株)		
期首	2,055,900	3,618,000
付与	0	0
失効	871,200	2,272,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,184,700	1,346,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	3,811,000	4,356,000
付与	0	0
失効	1,417,000	1,417,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,394,000	2,939,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

## ② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年2月8日	2010年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,633百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 62 期(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 6, 101, 700 株	普通株式 4, 437, 000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

## ① ストックオプション(新株予約権)の数

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定前(株)		
期首	1,184,700	1,346,000
付与	0	0
失効	752,400	330,000
権利確定	0	0
権利未確定残	432,300	1,016,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	2,394,000	2,939,000
付与	0	0
失効	622,000	332,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,772,000	2,607,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利行使価格(円)	737(注)3	558
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,738百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

## (税効果会計関係)

第 61 期 (2020 年 3 月 31 日)		第 62 期 (2021 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金 822		賞与引当金 929
	投資有価証券評価損 102		投資有価証券評価損 97
	関係会社株式評価損 1,430		関係会社株式評価損 1,430
	退職給付引当金 427		退職給付引当金 446
	固定資産減価償却費 96		固定資産減価償却費 90
	その他 744		その他 978
	繰延税金資産小計 3,624		繰延税金資産小計 3,972
	評価性引当金 $\Delta$ 1,430		評価性引当金 $\Delta$ 1,430
	繰延税金資産合計 2,194		繰延税金資産合計 2,541
	繰延税金負債		繰延税金負債
	繰延ヘッジ利益 172		繰延ヘッジ利益 51
	繰延税金負債合計 172		その他有価証券評価差額金 645
	繰延税金資産の純額 2,022		繰延税金負債合計 696
			繰延税金資産の純額 1,845
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率 30.6%		法定実効税率 30.6%
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6%		交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3%
	受取配当金等永久に益金に参入されない項目 $\Delta$ 9.6%		受取配当金等永久に益金に参入されない項目 $\Delta$ 5.7%
	その他 1.0%		その他 1.0%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.6%		税効果会計適用後の法人税等の負担率 26.2%

(関連当事者情報)

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	342,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (米国ドル 貸建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	1,793 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貸建) (注 1)	86 (USD 798 千)	未収収益	13 (USD 122 千)
							資金の貸付 (円貸建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	577
							貸付金利息 (円貸建) (注 1)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 2)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	1,526 (USD 14,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	1,550 (百万円)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	2,700	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 5,000 百万円 (若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	28,121 百万円
負債合計	5,242 百万円
純資産合計	22,879 百万円

営業収益	14,853 百万円
税引前当期純利益	4,354 百万円
当期純利益	3,194 百万円

第 62 期(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	342,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (米国ドル 貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	1,825 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貨建) (注 1)	63 (USD 596 千)	未収収益	7 (USD 71 千)
							資金の貸付 (円貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	577
							貸付金利息 (円貨建) (注 1)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 2)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	1,783 (USD 17,000 千)	—	—
子会社	Nikko Asset Management Luxembourg S. A.	ルクセ ンブル グ	2,828 (EUR 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 3)	217 (EUR 1,750 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠 5,000 百万円 (若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
- 3 Nikko Asset Management Luxembourg S. A. の行った 70,000 株の新株発行増資を、1 株につき 25 ユーロで当社が引き受けたものであります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2020年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	30,151 百万円
負債合計	5,919 百万円
純資産合計	24,231 百万円

営業収益	19,946 百万円
税引前当期純利益	7,020 百万円
当期純利益	5,194 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 62 期(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 62 期(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 62 期(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 62 期(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 61 期(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 62 期(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

項目	第61期	第62期
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	395円50銭	432円90銭
1株当たり当期純利益金額	58円61銭	48円45銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

## 2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第61期	第62期
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益 (百万円)	11,465	9,424
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	11,465	9,424
普通株式の期中平均株式数 (千株)	195,599	194,509
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2011年度ストックオプション(1) 1,184,700株、2016年度ストックオプション(1) 1,346,000株、2016年度ストックオプション(2) 2,394,000株、2017年度ストックオプション(1) 2,939,000株	2011年度ストックオプション(1) 432,300株、2016年度ストックオプション(1) 1,016,000株、2016年度ストックオプション(2) 1,772,000株、2017年度ストックオプション(1) 2,607,000株

## 3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第61期	第62期
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	77,402	84,049
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	77,402	84,049
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	195,558	194,152

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等  
 (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 63 期中間会計期間  
 (2021 年 9 月 30 日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		29,614
有価証券		244
未収委託者報酬		24,429
未収収益		1,019
関係会社短期貸付金		1,846
その他	※ 2	2,556
流動資産合計		59,710
固定資産		
有形固定資産	※ 1	392
無形固定資産		295
投資その他の資産		
投資有価証券		24,330
関係会社株式		28,277
長期差入保証金		664
繰延税金資産		1,790
投資その他の資産合計		55,062
固定資産合計		55,749
資産合計		115,460

(単位：百万円)

第 63 期中間会計期間  
(2021 年 9 月 30 日)

負債の部		
流動負債		
未払金		12,200
未払費用		4,648
未払法人税等		2,426
未払消費税等	※3	2,260
賞与引当金		2,224
役員賞与引当金		2
その他		1,090
流動負債合計		24,855
固定負債		
退職給付引当金		1,501
賞与引当金		261
その他		341
固定負債合計		2,104
負債合計		26,960
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		66,282
利益剰余金合計		66,282
自己株式		△2,067
株主資本合計		86,798
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,674
繰延ヘッジ損益		26
評価・換算差額等合計		1,701
純資産合計		88,500
負債純資産合計		115,460

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第 63 期中間会計期間
		(自 2021 年 4 月 1 日
		至 2021 年 9 月 30 日)
営業収益		
委託者報酬		50,001
その他営業収益		2,200
営業収益合計		52,202
営業費用及び一般管理費	※ 1	45,253
営業利益		6,948
営業外収益	※ 2	5,135
営業外費用	※ 3	275
経常利益		11,808
特別利益	※ 4	167
特別損失	※ 5	30
税引前中間純利益		11,945
法人税等	※ 6	2,428
中間純利益		9,517

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第63期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	61,956	61,956	△2,067	82,472
当中間期変動額							
剰余金の配当				△5,191	△5,191		△5,191
中間純利益				9,517	9,517		9,517
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	—	—	4,326	4,326	—	4,326
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	66,282	66,282	△2,067	86,798

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,461	115	1,577	84,049
当中間期変動額				
剰余金の配当				△5,191
中間純利益				9,517
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	213	△89	124	124
当中間期変動額合計	213	△89	124	4,450
当中間期末残高	1,674	26	1,701	88,500

注記事項  
(重要な会計方針)

項目	第 63 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 収益及び費用の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行業務の内容及び当該履行業務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各フ</p>

<p>5 ヘッジ会計の方法</p>	<p>ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>

(会計方針の変更)

<p>第 63 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)</p>
<p>(収益認識に関する会計基準の適用) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。 収益認識会計基準等の適用については、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。収益認識会計基準等の適用による、当中間財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>(時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当中間財務諸表に与える影響はありません。</p>

## (中間貸借対照表関係)

第 63 期中間会計期間 (2021 年 9 月 30 日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 2,165 百万円
※ 2	信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッドが発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 5 百万豪ドルを提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

## (中間損益計算書関係)

第 63 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 52 百万円 無形固定資産 30 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 24 百万円 受取配当金 5,072 百万円
※ 3	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 73 百万円 デリバティブ費用 117 百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 167 百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 30 百万円
※ 6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 63 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(百万円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2011 年度 ストックオプション (1)	普通株式	432,300	—	392,700	39,600	—
2016 年度 ストックオプション (1)	普通株式	1,016,000	—	928,000	88,000	—
2016 年度 ストックオプション (2)	普通株式	1,772,000	—	912,000	860,000	—
2017 年度 ストックオプション (1)	普通株式	2,607,000	—	983,000	1,624,000	—
合計		5,827,300	—	3,215,700	2,611,600	—

(注) 1 当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2011 年度ストックオプション(1)39,600 株、2016 年度ストックオプション(1)88,000 株、2016 年度ストックオプション(2)860,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)935,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2017 年度ストックオプション(1)689,000 株は権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1 株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	5,191	26.74	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第 63 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円
1 年超	4,780 百万円
合計	5,692 百万円

## (金融商品関係)

第 63 期中間会計期間(2021 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日。以下、「時価算定適用指針」という。)第 26 項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額(※ 3)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
デリバティブ取引(※ 1、2)				
株式関連	33	—	—	33
通貨関連	—	△265	—	△265
デリバティブ取引計	33	△265	—	△232

(※ 1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※ 2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 33 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち 0 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、266 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

(※ 3) 時価算定適用指針に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。中間貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券に 244 百万円、投資有価証券に 24,313 百万円となります。

- (2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債  
現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	23,094
関連会社株式	5,183

(有価証券関係)

第63期中間会計期間(2021年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がない株式等であり、(金融商品関係) 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	17,930	15,256	2,674
	小計	17,930	15,256	2,674
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	6,627	6,888	△260
	小計	6,627	6,888	△260
合計		24,557	22,144	2,413

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額16百万円)については、市場価格がない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## (デリバティブ取引関係)

第 63 期中間会計期間(2021 年 9 月 30 日)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,652	-	33	33
	合計	2,652	-	33	33

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

## (2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,811	-	△34	△34
	合計	1,811	-	△34	△34

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 通貨関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	4,973	-	△93
	ユーロ		1	-	0
	香港ドル		979	-	△17
	人民元		4,970	-	△120
	合計		10,924	-	△230

## (持分法損益等)

第 63 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,300 百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	14,304 百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,421 百万円

(収益認識関係)

第 63 期中間会計期間(2021 年 9 月 30 日)

- 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。
- 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。
- 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 63 期中間会計期間(自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 63 期中間会計期間(自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)  
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載していません。

[関連情報]

第 63 期中間会計期間(自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

- 1 製品及びサービスごとの情報  
当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載していません。
- 2 地域ごとの情報
  - (1) 営業収益  
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。
  - (2) 有形固定資産  
国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。
- 3 主要な顧客ごとの情報  
営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 63 期中間会計期間(自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 63 期中間会計期間(自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 63 期中間会計期間(自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第 63 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)
1株当たり純資産額	455 円 82 銭
1株当たり中間純利益金額	49 円 02 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)
中間純利益 (百万円)	9,517
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	9,517
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2011 年度ストックオプション(1)39,600 株、 2016 年度ストックオプション(1)88,000 株、 2016 年度ストックオプション(2)860,000 株、 2017 年度ストックオプション(1)1,624,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期中間会計期間 (2021 年 9 月 30 日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	88,500
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)	88,500
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株)	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## <約款>

## 運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

### 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

### 運用方法

#### (1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

#### (2)投資態度

主として、別に定める投資信託証券に分散投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

各投資信託証券への投資比率は、原則として、資金動向および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### 運用制限

- (1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- (2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。
- (3) 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (5) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第20条の範囲で行ないます。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

#### ①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

#### ②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

#### ③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,073億2,984万9,818円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2022年6月17日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,073億2,984万9,818口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記

載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第36条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

1. 取得申込日がニューヨークの銀行休業日、ロンドンの銀行休業日またはガーンジーの銀行休業日
2. 取得申込日の翌営業日がニューヨークの銀行休業日、ロンドンの銀行休業日またはガーンジーの銀行休業日
3. 取得申込日から起算して9営業日目までの期間中に、ニューヨークの銀行休業日、ロンドンの銀行休業日、またはガーンジーの銀行休業日が2日以上ある場合

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受

益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑦ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑨ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

- 1. 有価証券
- 2. 金銭債権
- 3. 約束手形
- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
  - 1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマースシャル・ペーパー

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
  3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第21条において同じ。）と、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第18条、第20条および第25条から第27条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第18条 （削除）

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第22条 (削除)

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、

資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年3月18日から6月17日まで、6月18日から9月17日まで、9月18日から12月17日までおよび12月18日から翌年3月17日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2007年4月27日から2007年6月18日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 格付の取得に要する費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができます。

- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第30条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の95の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として9営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求

しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けられないものとします。
  1. 一部解約の実行の請求日がニューヨークの銀行休業日、ロンドンの銀行休業日またはガーンジーの銀行休業日
  2. 一部解約の実行の請求日の翌営業日がニューヨークの銀行休業日、ロンドンの銀行休業日またはガーンジーの銀行休業日
  3. 一部解約の実行の請求日から起算して9営業日目までの期間中に、ニューヨークの銀行休業日、ロンドンの銀行休業日、またはガーンジーの銀行休業日が2日以上ある場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が50億円を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取扱)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると

きは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合も同様の取り扱いとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書の交付省略)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## 附 則

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2007年4月27日

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(1)運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

(イ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

ガーンジー籍外国投資法人

アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド・リミテッド クラスB 円建投資証券

(ロ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

